

第八十五回国会
衆議院

内閣委員会議録 第二号

昭和五十三年十月十六日(月曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 始関 伊平君

理事 小宮山重四郎君 理事 高島 修君

理事 藤尾 正行君 理事 村田敬次郎君

理事 岩垂壽喜男君 理事 上原 康助君

理事 鈴切 康雄君 理事 受田 新吉君

理事 逢坂 英雄君 理事 石川 要三君

理事 石橋 一弥君 理事 小島 静馬君

理事 竹下 登君 理事 玉生 孝久君

理事 中馬 辰猪君 理事 塚原 俊平君

理事 萩原 幸雄君 理事 水平 豊彦君

理事 森 清君 理事 井上 一成君

理事 上田 卓三君 理事 小川 仁一君

理事 木原 実君 理事 梶野 泰二君

理事 安井 吉典君 理事 山花 貞夫君

理事 市川 雄一君 理事 柴田 陸夫君

理事 甘利 正君 理事 田川 誠一君

出席國務大臣

文部大臣 砂田 重民君

國務大臣 稻村佐近四郎君

(總理府總務長官)

國務大臣 金丸 信君

(防衛庁長官)

出席政府委員

内閣法制局長官 真田 秀夫君

国防會議事務局 久保 卓也君

人事院總裁 藤井 貞夫君

人事院事務總局 角野幸三郎君

給与局長 黒川 弘君

内閣總理大臣官 房同和对策室長

内閣總理大臣官 房給務審議官

大濱 忠志君

第一類第一号

内閣委員会議録第二号 昭和五十三年十月十六日

委員外の出席者

總理府人事局長 菅野 弘夫君
防衛庁参事官 夏目 晴雄君
防衛庁参事官 古賀 速雄君
防衛庁防衛局長 伊藤 圭一君
防衛庁人事教育 渡邊 伊助君
防衛庁施設局長 亘理 彰君
防衛施設庁施設 高島 正一君
防衛施設庁施設 鬼塚賢太郎君
法務省人権擁護 諸澤 正道君
文部省初等中等 教育局長 森永 昌良君
運輸省航空局技 術部長 野村 誠一君
自治大臣官房参 事官 長倉 司郎君
内閣委員会調査 室長

委員の異動

十月十六日

辞任

宇野 亨君

関谷 勝嗣君

福田 一君

増田甲子七君

木原 実君

久保 卓也君

山花 貞夫君

田川 誠一君

同日

辞任

石川 要三君

石橋 一弥君

水平 豊彦君

補欠選任

石橋 一弥君

要三君

清君

豊彦君

小川 仁一君

安井 吉典君

井上 一成君

甘利 正君

同日

補欠選任

関谷 勝嗣君

宇野 亨君

増田甲子七君

森 清君 福田 一君
井上 一成君 山花 貞夫君
小川 仁一君 木原 実君
甘利 正君 田川 誠一君

十月十四日

青少年健全育成に関する請願(登坂重次郎君紹介)(第一五二二号)

恩給・共済年金受給者の処遇改善に関する請願(川崎寛治君紹介)(第一五二三号)

旧国際電気通信株式会社社員期間の恩給等通算に関する請願(新井彬之君紹介)(第一六五八号)

同(島本虎三君紹介)(第一六五九号)

有事立法及び日米共同作戦態勢の強化反対に関する請願(柴田陸夫君紹介)(第一六六〇号)

同(正森誠二君紹介)(第一六六一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○始開委員長 これより会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

ます。梶野泰二君。

○梶野委員 防衛庁職員給与法改正案に関連しまして、三御質問いたします。

防衛庁の昭和五十四年度の業務計画案によりますと、自衛官の停年の年齢を平均三年延長する、こういうことが出ておりますが、その内容、特に、延長しなければならぬ理由について御説明いただきたいと思ひます。

○渡邊(伊)政府委員 お答え申し上げます。

防衛庁では、自衛官の停年を延長しようという計画をもちまして現在作業いたしておりますところでございます。御承知のように、自衛官には若年停年制というものがしかれておまして、現在二五以下は五十歳という停年でございまして、先生御承知のように、近時のわが国の社会の状況を見ますと、平均余命というものが大変延びておるといことがございます。それからさらに、民間企業等の実態を見ますと、現在は、私どもの把握しておるところでは、大体五十五歳定年というのが民間企業の大半を占めておる。しかも、最近さらにこの定年を延長しようという趨勢でございまして、そういう社会情勢というものを基本的な背景として考えておるところでございますけれども、なおさらに申し上げますと、自衛隊内部の問題といたしまして、非常に装備の近代化というものが図られておりますので、一ころとは違ひまして、知的能力というものを要求する度合いがかなり高まっておりますのではないかと考へておる。またさらに、現在のようないふ社会情勢でございまして、五十歳で停年退職をする、その後の、退職した自衛官の生活の問題でございまして、現に五十歳で停年退職する自衛官は停年退職者のうちの約九〇%を占めておる状況でございまして、ただ、この五十歳という年齢は、自衛官の人生設計の上から申しまして、生活に非常に不安

定な状況でございまして、モデルの状況をとりますと、大体において、まだ第一子が大学を卒業していないというような状況でございまして。これは平均的な状況でございまして。しかも、年金の問題について言いますと、五十五歳にならないと年金の受給ができない、こういう状況でございまして。

したがって、このような退職する自衛官の生活の不安定というものを何らかの意味において取り除く必要があるのではないかと、こういうことと、自衛官をさらに魅力ある職業にして、しかも勤労意欲というものをさらに向上させる、こういうことが数年前から議論がございまして、いろいろ検討いたしました結果、来年度から着手するようというところで計画いたしておるところでございまして、現在関係機関との間で協議をしているという状況でございまして。

○榊野委員 自衛官も生活を抱えているわけですから、一般社会人と同じように、そういう生活の不安定を取り除いてあげるといふ趣旨は十分わかりますが、問題は、政府はかねがね精強な自衛隊といふことを言っておられるのです。そういう理由からこの停年制がしかれてきたと思うのですが、この点は検討されたと思いますが、そういう精強な自衛隊という理念との関係で、どこら辺に問題があるのか、その検討されたところを御説明願いたいと思います。

○渡邊(伊)政府委員 先生御指摘のように、いろいろな問題点がございまして。これは、ただいまおっしゃいましたように、若年停年制をしていておるといふゆえんは、部隊の精強性を維持しよう、こういうことから出てまいっております。したがって、停年を延長するということに伴ってまず第一に上がってまいりましたのは、精強性が落ちるのではないかと問題でございまして。これにつきましてもいろいろ検討いたしましたけれども、文部省とか厚生省とか、その他のいろいろな資料がございまして、そういう資料等を取りまして検討いたしました。大体体力向上とい

うものは一般的な趨勢でございすけれども、私どももただいま把握しておるところでは、十年前に比べまして平均四歳程度若返っているという資料がございまして。これは各種の運動項目につきましても得点を点数にあらわしまして総合得点を指数化したものでございまして、それによりまして、大体平均四歳ぐらゐ若返っているという資料がございまして。

もちろん、自衛官の場合は他の組織と違いまして、体力というものを非常に必要とするというところと、体力といたしまして、先ほど申しましたように整備が非常に近代化しておるといふことからいいますと、体力を要求するといふ度合いは若干減っております。かたがた国民の体力というものは平均的に向上しているといふことから見ますと、大体三歳程度ぐらゐは引き上げておられると、部隊の精強性には影響がないのではないかと、いふふうにいま考えておりました。現在作業をいたしております結果から申しますと、平均三歳停年を延長いたしまして、自衛隊全体の平均年齢の向上といふものは約一・五歳程度でございまして。

それからさらに、問題点といたしましては、昇任の度合いといふものが若干低下してまいるといふ問題がございまして。つまり、退職すべき自衛官が退職しないといふことであれば、その階級に上がれない状況が出てまいります。昇任率の低下といふものがございまして。これは避けがたい問題でございまして、実は自衛隊におきましてアンケート調査をいたしました。部隊の隊員の希望といふものをとってみました。そういたしますと、圧倒的多数の者は、昇任率が若干低下することはあっても停年を延長してもらった方がいいといふのが非常に大きい希望でございました。そういうような問題がございまして若干の影響はあるものの、結論的には重大な支障になるものではないといふふうに考えておるわけでございまして。

○榊野委員 私はかねがね問題に思っておる点が

一つあるのですが、自衛隊の定員と現員の充足率の問題ですが、いま幹部は九八・五、それから曹クラスが九八・九、これは非常に高いですね。士は七四・四平均になっているわけですね。士についてはこの停年といふことは関係ありませんから、もし曹以上について停年を延長するといふことになれば、ますますこの充足率の格差が開いてくるということになりすね。そうでなくても逆ピラミッドだと思ふのですが、これがますますさういふふうになってくる。この辺の問題はどう考えておられますか。

○渡邊(伊)政府委員 御指摘のような問題がございまして。停年を延長いたしますと、それに伴いまして採用数といふものがある程度考慮しなければならぬといふ問題が出てまいります。したがって、士の隊員といふものをインプットする数といふものを若干減らす必要が出てまいります。これは人事管理上のピラミッドから考えて、当然さういふことになりまして。

そういたしますと、ますます逆ピラミッドのようになてくるというところでございまして、私どももいま考えておりますのは、暫定的に格上げといふものをいたします。つまり、曹の階級の者を若干ふやして、幹部の階級別定数の方から若干曹の方に持ってまいります。それから、全体的な定数の割り振りから考えまして、現在、士の充足率が非常に減ってまいっておりますので、階級別定数の割り振り等から、全体的な勘案から士の充足率の低下を来さないように、どのようにしたら士の充足率といふものをいまのようなままに維持できるかといふことを現在考えておるわけでございまして。けれども、やり方といたしましては、先ほど申しましたように、階級別定数といふものを若干増減いたしまして、その間のバランスといふものを保っていきたいといふふうを考えているわけでございまして。

○榊野委員 次に、予備自衛官の増員、これも五十四年度に計画しておられるようであります。この予備自衛官制度について防衛庁はどういう位

置づけをしておられるか、その点をまずお聞きしたいと思ひます。

○伊藤(主)政府委員 一般の軍事常識といたしまして、予備勢力といふものが各国できわめて重視されているといふのは事実でございまして。自衛隊法ができましたときにも、この予備勢力をどういふ形で確保するかといふことが議論されまして、予備自衛官制度といふものが自衛隊法の中で取り上げられておるわけでございまして。

この考え方といふものは、有事におきまして部隊の運用を考えます場合に、いわゆる後方支援部隊といふものの規模もふくれ上がるだろうといふこと、それから現実におきまして自衛官を前線に向けた場合の後方支援業務といふことが、あるいは現実の運用の問題といたしまして、現在の師団といふものはその地域にとどまって防衛するといふわけではございまして、運用面からいいますと、これを攻撃を受けた付近に配置をいたしまして、いわゆる総力を挙げて攻撃を排除するといふ運用をいたすわけでございまして。その場合に、その師団が移動した後の警備の任務というふうなものに当たらせるといふような考え方もあるわけでございまして。

それから、海上自衛隊、航空自衛隊につきましては、当然のことながら、有事に際しましては、いわゆる航空機の運用あるいは艦艇の運用といふものがきわめて活発になってまいらるわけでございまして。基地業務の中で当然のことながら交代制あるいは港務におきましていろいろな補給業務といふものは時間を問わず行わなければならない。そういう意味の交代要員、そういう形での予備自衛官といふような任務を考えているわけでございまして。

○榊野委員 今度六千八百人増で四万六千四百人になるようでありまして、いま言われたような役割りを予備自衛官が持つとしますと、現役勢力との関係で、目標は比率として大体どのぐらいに置いておられますか。

○伊藤(主)政府委員 現実の問題といたしまして

は、予備自衛官というのは自衛官の経験をした者の中から採用するわけでございます。したがって、これも強制するわけにはまいりませんので、希望者をとって編成するわけでございますが、私も四回防衛省の計画の中で考えておりましたが、それは、そういった退職者の中から、陸上自衛隊については四万五千人あるいは五万人程度の者によってそういった警備部隊というふうなものは編成できるのではないかと考えたことがございまして、それからまた、海上自衛隊、航空自衛隊につきましても、それぞれ数千人程度の予備自衛官なら経験者の中から募集できるのではないかと、いろいろなことでございまして、現在お認めいただいております陸上自衛隊につきましても三万九千人、それから海上自衛隊につきましても六百人という者をどういうふうな配置をし、業務を行わせるかというふうなことを決めているわけでございます。

○榊野委員 そうしますと、陸について言えば十八万ですが、十八万とした場合に四万五千から五万という意味ですか、そういうことですか。

○伊藤(主)政府委員 十八万人体制の中でそのように考えているわけでございます。

○榊野委員 予備自衛官は訓練招集を受けるという事になっておりますが、自衛隊法七十一條ですと、年二回以内で、年間を通じて二十日を越えない、こういうことになっているわけですが、この訓練招集の実情はどういうふうになっておりますか。その訓練招集をした場合の応招率、それから待遇、手当等も含めて説明してください。

○渡邊(伊)政府委員 訓練招集でございますけれども、御承知のように、隊法で訓練招集をやるように規定されておりますけれども、現在は自衛官を退職して一年未満の者、これは初年度だけ一日訓練というものを実施いたしております。これは退職して間がないということでございますので、まだ技量等を維持しているというふうな観点から一日だけ訓練をする、その他の予備自衛官につきましては、全員年間五日間の訓練を実施しておるわけでございます。

けでございます。実はこの一日訓練というものは当初はやっていなかったわけでございますけれども、やはりこれはある程度技量を維持する必要があります、あるというところで始めたわけでございますが、一日あるいは五日間という日数は、やはり予備自衛官という者は現実には職業を持っておりまして、その雇用先との関係等もございまして、現在、このような日にちで訓練をいたしておるわけでございます。五十二年の数字で申しますと、出頭率は全体で八四・一パーセントという状態でございます。

○榊野委員 けさほど予備自衛官の定員及び現員表をいただきましたが、これを拝見しますと、陸で言いますと、現在の定員について、予備自衛官は幹部が〇・八パーセント、それから准尉が一・八パーセント、曹が一・九パーセント、士が二七・七パーセント、こういうことになっていまして、この予備自衛官について、まず階級別の定員というのは別になんかということですが、これはなぜないのか。それから幹部が大変比率が少なくて、つまり自衛官に応募する人が少ないということになっていまして、ここら辺はどういうことになっていまして、

○渡邊(伊)政府委員 階級別の定数というものは現在定めておりません。

これは、実は自衛官の退職の状況、それから退職した自衛官の予備自衛官への出願と申しますか希望者、これが非常にまちまちでございまして、定数を定めても、なかなか定数どおりにはいかぬという実情がございまして。ただし、それにしても、全く場当たりということはいかぬものかというところでございまして、一応内部的な基準というものがございまして、この数字は実は部外には公表していません。この基準は大体近づけるように運用はいたしておるわけでございまして、先ほど申しましたような実情もございまして、現在のようないくつかの状況になっていまして、

○榊野委員 なぜ部外に公表できないのですか、発表できませんか。

○伊藤(主)政府委員 これは部隊の編成表がございまして、現実の問題といたしまして、自衛官の編成というものはでき上がっているわけですが、したがって、先ほど御説明いたしましたように、師団が移動した後の警備部隊といいますが、そういう編成になっておるもので、いわゆる編成の基準に基づきまして、そういう数字を算出したしておりますので、この点はいわゆる秘密文書になっておりますので、公表を差し控えていただきたかと思っております。

○榊野委員 どうもそこまで隠すことではないと思うのですが、前々回でしたか、私、現役の自衛官です、部隊、せめて師団別の充足率等をお伺いしたんですが、これも出せないとおっしゃる。ところが、一般紙にはじゃんじゃん出ているんですね。そういうのがなぜ公表できないのか、ここら辺は再検討願いたいと思っております。

いずれにしても、私はこう思うのですが、幹部がとにかく少ないというのは、要するに自衛官に応募する人が少ないということだろうと思うんですね。一つは、年齢制限の関係があるかもしれない。停年プラス二年ですね。ということ、結局、曹以上の人は全部停年までほとんど勤める。予備自衛官にと、こういうことだろうと思うんですね。この予備自衛官制度を見ますと、趣旨は最初お聞きしたのですが、いま有事即応態勢ということとを盛んに言っておられますけれども、初年度は一日だけ、あとは五日だけ、こういうことですね。しかも応招率は八四パーセント、これにそう厳格に法律上の正当理由を云々しない、どうしても出ないのは仕方ないやというところだろうと思うのですが、そこら辺を見ますと、いま盛んに有事立法だ何だということを言っているけれども、肝心の自衛隊内、こういう予備自衛官の取り扱いといいますが、ここら辺は至ってのんびりムードだ、こういう感じがしないではありません。そこら辺の問題を指摘しておきたいと思っております。

次に、最近の新聞報道によりますと、何か防衛

庁長官が自衛官を内局の幹部に起用する意向を固めて、事務当局に具体案の検討を指示された、こういうことが出ておりますが、これは長官、本場にこういう指示をなさったわけですか。

○金丸国務大臣 実は、内局と制服との関係の中で、私は素人ですから、いろいろ交流というものが必要だろうというふうな考え方の中で、どうだろうという私から提案をしたことは事実であります、いろいろ状況聞いてみますと、内局の局長や課長、部員の職は、自衛隊の業務の基本的な事項について長官を補佐する文官職であり、もとより軍事専門的事項について長官を補佐するいわゆる幕僚監部等の自衛官の職とは性格を異にしている、原則的にはそのような交流というものはでき得ないというふうな、いろいろの状況を私も承りまして、判断をいたしておるところであります。

○榊野委員 ちょっと聞き取れないところがあったのですが、どうなんですか、結論的に、いろいろむずかしい問題があるもので、そういうことは進めないというところでございましょうか。

○金丸国務大臣 交流するということはいくつかの意図でうまくない、こういうことであります。

○榊野委員 ついでにお伺いしておきますけれども、いま派遣自衛官制度というのがありますね。これはいまどのくらい自衛官が内局の方に派遣されて、どういう仕事をなさっているのか御説明いただきたい。

○渡邊(伊)政府委員 防衛庁設置法に基づく派遣勤務の状況でございますけれども、九月一日現在で、九十七名の者が内局勤務ということになっております。この大半は、装備局にございまして、業務というものをいたしております。これは兵器の規格の分類でございますけれども、これは現場作業のようなものでございまして、これが大半を占めておるような状況でございますが、そのほか官房、防衛局や人事教育局、衛生局等にそれぞれ若干名ずつ勤務をいたして、これは補助的業務をいたしておる状況でございます。

○榊野委員 逆に、内局から幕僚監部なり部隊の

方にかつては出向といいますが、そういうことがあつたようですけれども、最近はどうなんですか。

○渡邊(伊)政府委員 かつては防衛庁に採用されたいわゆる見習いが短期間幕に行つて勉強してきたことはございますけれども、現在はやつておりません。

○梅野委員 長官、いま長官の構想は取りやめということでありますけれども、どうなんですか、むしろ自衛官の方を内局へというよりも、内局の部員をそういうことで幕僚監部なり現地の部隊に派遣するという、こういうお考えはございませんですか。

○金丸國務大臣 私は制服が政策に関与することはシビリアンコントロールの上からいつてうまくないという考え方になつたわけでありまして、制服はあくまでも制服の立場で自衛官としてやるべきであつて、いわゆる内局に、いろいろの政策その他は、話し合ひは防衛方の中で当然あつてもいいとは思ふのですが、文民統制という上から考えてみてうまくない、私はこういうふうに考えておるわけでありまして。

○梅野委員 有事立法、奇襲対処問題に移らしていただきますけれども、この問題、御承知のようにどうも政府の見解が二転、三転してございまして、一体いまどこら辺に落ちついてゐるのか、どうも私よくわからないのです。きのうもNHKの政治討論会を拝見させていただきましたが、私やはりどうも納得できない点があるのです。恐らく国民の多くもそうだろうと思ふのです。

○伊藤(主)政府委員 この奇襲対処の問題につきましては、いろいろ検討がなされておりますが、私どもが前の内閣委員会において御説明いたしました御説明が必ずしも十分でなかつたという反省をいたしております。しかし、いま先生がおっしゃいました個人のいわゆる正当防衛権といふものは、生き残る権利といふものか、そういうものが全くなくなつたといふふうなことは考えていないわけでございます。御承知のように、自衛力の行使といふのは国家の正当防衛権といふものでございまして、正当防衛権に基づく行為とされておるわけでございますが、同様に各個人にもその生き残る権利といふものはあるかと思ひます。

○伊藤(主)政府委員 この奇襲対処の問題につきましては、いろいろ検討がなされておりますが、私どもが前の内閣委員会において御説明いたしました御説明が必ずしも十分でなかつたという反省をいたしております。しかし、いま先生がおっしゃいました個人のいわゆる正当防衛権といふものは、生き残る権利といふものか、そういうものが全くなくなつたといふふうなことは考えていないわけでございます。御承知のように、自衛力の行使といふのは国家の正当防衛権といふものでございまして、正当防衛権に基づく行為とされておるわけでございますが、同様に各個人にもその生き残る権利といふものはあるかと思ひます。

○梅野委員 ですから、栗栖さんが超法規的に行動すると言われた、それはだめなんで、正当防衛なり緊急避難という理論をそこに援用したらどうかと思ふ、こういうことだつたのです。いまおっしゃるようには、自衛隊のそういう侵略に対する反撃といふのは、市民刑法上のそういう個人法益の保護を考えた理論では、これは追つかないわけですね。ですから、別個の理論を立てなければどうにもつじつまが合わなくなつた、こういうことだろうと思ふのです。

○伊藤(主)政府委員 この奇襲対処の問題につきましては、いろいろ検討がなされておりますが、私どもが前の内閣委員会において御説明いたしました御説明が必ずしも十分でなかつたという反省をいたしております。しかし、いま先生がおっしゃいました個人のいわゆる正当防衛権といふものは、生き残る権利といふものか、そういうものが全くなくなつたといふふうなことは考えていないわけでございます。御承知のように、自衛力の行使といふのは国家の正当防衛権といふものでございまして、正当防衛権に基づく行為とされておるわけでございますが、同様に各個人にもその生き残る権利といふものはあるかと思ひます。

○梅野委員 ですから、栗栖さんが超法規的に行動すると言われた、それはだめなんで、正当防衛なり緊急避難という理論をそこに援用したらどうかと思ふ、こういうことだつたのです。いまおっしゃるようには、自衛隊のそういう侵略に対する反撃といふのは、市民刑法上のそういう個人法益の保護を考えた理論では、これは追つかないわけですね。ですから、別個の理論を立てなければどうにもつじつまが合わなくなつた、こういうことだろうと思ふのです。

○伊藤(主)政府委員 この奇襲対処の問題につきましては、いろいろ検討がなされておりますが、私どもが前の内閣委員会において御説明いたしました御説明が必ずしも十分でなかつたという反省をいたしております。しかし、いま先生がおっしゃいました個人のいわゆる正当防衛権といふものは、生き残る権利といふものか、そういうものが全くなくなつたといふふうなことは考えていないわけでございます。御承知のように、自衛力の行使といふのは国家の正当防衛権といふものでございまして、正当防衛権に基づく行為とされておるわけでございますが、同様に各個人にもその生き残る権利といふものはあるかと思ひます。

○梅野委員 ですから、栗栖さんが超法規的に行動すると言われた、それはだめなんで、正当防衛なり緊急避難という理論をそこに援用したらどうかと思ふ、こういうことだつたのです。いまおっしゃるようには、自衛隊のそういう侵略に対する反撃といふのは、市民刑法上のそういう個人法益の保護を考えた理論では、これは追つかないわけですね。ですから、別個の理論を立てなければどうにもつじつまが合わなくなつた、こういうことだろうと思ふのです。

○伊藤(主)政府委員 この奇襲対処の問題につきましては、いろいろ検討がなされておりますが、私どもが前の内閣委員会において御説明いたしました御説明が必ずしも十分でなかつたという反省をいたしております。しかし、いま先生がおっしゃいました個人のいわゆる正当防衛権といふものは、生き残る権利といふものか、そういうものが全くなくなつたといふふうなことは考えていないわけでございます。御承知のように、自衛力の行使といふのは国家の正当防衛権といふものでございまして、正当防衛権に基づく行為とされておるわけでございますが、同様に各個人にもその生き残る権利といふものはあるかと思ひます。

○梅野委員 ですから、栗栖さんが超法規的に行動すると言われた、それはだめなんで、正当防衛なり緊急避難という理論をそこに援用したらどうかと思ふ、こういうことだつたのです。いまおっしゃるようには、自衛隊のそういう侵略に対する反撃といふのは、市民刑法上のそういう個人法益の保護を考えた理論では、これは追つかないわけですね。ですから、別個の理論を立てなければどうにもつじつまが合わなくなつた、こういうことだろうと思ふのです。

うことで承つてよろしいですか。

○伊藤(主)政府委員 私どもは、個人の行動といふものは、いわゆる正当防衛の要件に該当するようない行為は刑法上罪を問われないといふふうに理解してゐるわけでございます。したがひまして、いわゆる個人の集団であります自衛隊、これが部隊行動をしてゐるわけでございますが、それが防衛行動が下命令されて以前の問題としては、そのような対応があるのかといふことを検討いたしておられますけれども、いづれにいたしましても、自衛力の行使、七十六条に基づくものとは違ふものでございまして、その部隊が生き残つて本来の任務を果たすためになし得ることといふものと、やはりこれは正当防衛の要件に該当するような範囲のことしかできないといふふうには考へてゐるわけでございます。

○梅野委員 そのところなんですが、そういう奇襲対処をしなければいかぬという場合に、個々の自衛官についてはなおかつ生き残る権利、生き残る権利という観点から、依然として正当防衛なり緊急避難といふふうな、そういうことを当てはめるといふ考え方を残すのですか、ここが問題なんですね。

○伊藤(主)政府委員 奇襲攻撃といふものが一体どういふものであるかといふのが、栗栖発言以来いろいろ混同されておりましたので、私も似たがしましては、検討し、分析をいたしました。したがひまして、この奇襲といふものには二つの態様があるといふふうな現時点で考へてゐるわけでございます。

○伊藤(主)政府委員 これは奇襲の実態といふものをいろいろ検討しなければならぬわけでございます。したがひまして、こういうのは例になるかどうかわかりませんが、非常に長い行軍をやつてゐるようなときに、ほんのわずかの者が最後を行軍してゐる者に何か危害を加へるときといふようなことも、これはどつさの場合としては絶対あり得ないことじゃないと思ふのです。そういう場合に、そこに二、三人の者が個人の生き残る権利として抵抗することは、これは許されることだと思ふのでございます。したがひまして、自衛隊員といへども人間でございますから、いわゆる人間として生き残る権利、そういうために応急措置をすることまでも完全に否定されるといふふうには私どもは考へていないわけでございます。

○梅野委員 いま出された例ならわかりますけれども、とにかく市民刑法をこんな問題に持つてくるといふのは、混乱のもとなんで、要するに後で裁判にかけられたときに違法性阻却事由があるかないかという問題でしよう。奇襲対処の問題は全然次元の違ふ問題ですから、この際、そういう正当防衛とか、緊急避難とか、刑法上の違法阻却事由を持ち出すなどということは、少なくとも奇襲対処については完全にやめる、そこはひとつはっきりしていただきたいと思ふのです。

○伊藤(主)政府委員 この奇襲対処の問題につきましては、いろいろ検討がなされておりますが、私どもが前の内閣委員会において御説明いたしました御説明が必ずしも十分でなかつたという反省をいたしております。しかし、いま先生がおっしゃいました個人のいわゆる正当防衛権といふものは、生き残る権利といふものか、そういうものが全くなくなつたといふふうなことは考えていないわけでございます。御承知のように、自衛力の行使といふのは国家の正当防衛権といふものでございまして、正当防衛権に基づく行為とされておるわけでございますが、同様に各個人にもその生き残る権利といふものはあるかと思ひます。

○梅野委員 いま出された例ならわかりますけれども、とにかく市民刑法をこんな問題に持つてくるといふのは、混乱のもとなんで、要するに後で裁判にかけられたときに違法性阻却事由があるかないかという問題でしよう。奇襲対処の問題は全然次元の違ふ問題ですから、この際、そういう正当防衛とか、緊急避難とか、刑法上の違法阻却事由を持ち出すなどということは、少なくとも奇襲対処については完全にやめる、そこはひとつはっきりしていただきたいと思ふのです。

常に難解です。ね。むずかしい過ぎてわからない。結局いま言ったようないろんな配慮があつて、あつちにもひつかからぬように、こつちにもひつかからぬようにということをとをなさるから、こういううけのわからぬ文章になつてくると私は思います。ね。国民が読んだつてこれはわかりませんよ。

そこでこの有事法研究ですが、有事法制の研究の二項で、「研究の対象は、自衛隊法第七六条の規

出しをしたということはそのとおりでございます。これは私たちがいたしましては、別に政治的配慮とかその他のことを考えてやったものではございません。

御承知のように、人確法に基づく措置といたしましては第一次、第二次、第三次ということでおおるわけでございますが、第三次の場合におきましては、これがいろいろな事情がございます。おくれでまいりました。予算措置といたしましては、五十二年度の当初に実は計上されてきておったわけでありまして、これに基づいての勧告をやったわけですが、諸般の情勢でこれがおくれたということでございます。この第三次のいわゆる前半と言われておりますものは昨年の暮れに成立を見たということでございます。

ところで、第三次の残りの後半分につきましては、当然これはもっと早くやってもいいのではなにかというような御議論もあり、われわれもそれなりの検討をしたわけでございますけれども、第三次後半というのは、現在の時点では一応財政的な裏づけのあるものとしては最終的な勧告ということに相なっております。したがって、これをやります場合におきましては、いままでもやりました勧告の姿というものをながめ直して、どういうふうな姿になつていくのか、その落ちつきを見きわめた上で措置をすることが最も適切であろうという判断に立つたわけでございます。

ところが、第三次の前半分というものがおくれしましたと、これに基づいてそれぞれ地方地方で具体的な措置を講じましたためにそれぞれの条例改正等が行われるわけでございますが、これが手続上の問題で大体六月の県会等を中心にして大体落ちつきを見せたというようになつて相なつてきております。私たち人事院といたしましての直接の対象は、教員につきましても当然国立学校の教員ということに相なるわけでございますけれども、しかしこれが地方にも波及をする、当然影響が行くというところは現実の姿としてあるわけでございますので、これを無視するわけにもまいらな

いという点がございまして。そういうことで、六月の大体の落着の結果を見まして、できるだけ速やかにということの研究を重ねました結果、その結論を得ましたので、八月の時点において一般職の給与勧告と同時に出したということでございます。格段の他意はないというふうに考えておるわけでございます。

○小川(仁)委員 同じ時期に出したということ、勧告の中に一緒に出したということは、いままでも例がなかっただけに——同じ時期に出したという意味はわかります。文書を一緒に出したという意味を私は聞いています。勧告文書を一緒に出したという意味を聞いています。

○藤井(貞)政府委員 それは時期的にちょうど一緒の時期ということに相なりましたものでございしますから、これを別々にするよりもむしろ一本にする方が自然ではないかという角度から考えたわけでございます。

いずれにいたしましても、給与法の改正ということにつながるものでございます。人確法に基づく勧告であれ、また一般職の給与法の一般勧告であれ、いずれもこれは給与法の改正につながるものでございしますから、同じ時期であるということにたままたなつてまいりますれば、これを同時にやるということとはむしろ自然ではないかというふうに考えたわけでございます。

○小川(仁)委員 私は、根拠法規がはっきり違ふということ、もう一つは日教組、公務員共闘が人材確保法に基づく第四次勧告に対しては大変厳しく反対をしておた。しかもその財源を教育条件整備に充てるという要求を文部省にも出してある、政府にも出してある。同時に、第三次勧告は先ほどお話があったように一九七六年三月に行われましてけれども、国会では三回も廃案になつていて、二回継続審議になつておる。一年六か月を経たようやくそれが強行採決で可決をされたという経緯は総裁自身御承知のとおり、非常に問題のある法案であつた。しかも、二年六か月を経た現在でも、あなたも

御承知のとおり、都道府県の中では五府県がいまだにこれを実施していない、このような状況があるわけでありまして。したがって、人材確保法に基づく部分というのは、争ひの種になることはいままでの経過からいって火を見るよりも明らかである。そういうものを一般公務員の今回の勧告と一緒にしたというのは、あなたがどう答弁されようとも、一般公務員の給与を人質にとつてこれを強行するという意図があつたればこそだというふうにししか考えられないのです。本当にそういう意図がありませんか。私は、批判をしなからもう一度この点についてあなたの方の本心を聞きたい。時期が一緒だから同じに出しましたなどという言い方は、これは単なる言い逃れにすぎないと思うので、その点を改めて明確にしてください。根拠法規の違いと、現在問題が起きているというものを含めて一緒にしたという理由です。

○藤井(貞)政府委員 人確法に基づく勧告につきましては、いろいろな問題点がございましたことは、私自身も十分に承知をいたしております。しかし、法律ができておることもございします。また、当の責任官庁であります文部省の方からの意見の提出というものもございましたので、それらを勘案しながら、慎重に各般の問題を分析いたしました結果、結論を得たところから、勧告をお出しして今日まで来ておるわけでございます。

第三次の前半の問題につきましても、いま御指摘になりましたようないろいろな経緯がございしました。しかし、これもそれなりに法律としては成立をすることになった。地方の実施状況については、トラブルのあつたところもかなりございします。そういうような実態も踏まえてはおりますけれども、しかし、計画的に、財政的にこれを措置しなければならぬという人確法の精神、また具体的な財政の措置の問題、それを背景といたしまして、やはり最終的な措置といたしましては、勧告を義務づけておられる人事院といたしまして、いろいろな検討することができないということ、いろいろな検討

をしてまいりました結果、この八月に結論を得たということでございますので、一般の勧告と同時にこれをお出しをするということにいたしました外といたしましては、繰り返して申し上げますように、別に他意はございません。

○小川(仁)委員 では、別々に出してもよかったわけですね。勧告を二つに出してもよかったわけですね。

○藤井(貞)政府委員 やり方の方法論としては、同時にありまして、一つにしなければ絶対にいけないというものではないと思ひます。それは一つの方法論でございします。しかし、同時に出すということがあります。限りは、これを一本にするというものがむしろ自然ではないかという考え方から、こういう措置に踏み切つたということでございます。

○小川(仁)委員 人事院というものの存在を改めて問題にし得るような条件だと思ひるので、あえてわかり切つたようなことをお聞きいたしますが、人事院というのは、公務員労働者のストライキ権の代償として、その賃金、労働条件、身分等を保全するために設けられた機関、こう考えてよろしゅうございしますか。

○藤井(貞)政府委員 そのとおりでございます。○小川(仁)委員 そうすれば、人事院は、その公務員労働者あるいは教育労働者の要求その他について慎重に審議をして、そのことが適当であればこれを実施し、適当でなければこれを取りやめる、こういうふうないわゆる公務員の労働条件等に見合う賃金として、手当てとして裁定を下す、そういう立場にあると思ひます。そう考えてよろしゅうございしますか。

○藤井(貞)政府委員 たてまえとしてはそのとおりでございます。そういう立場からわれわれは厳正にいままで仕事を続けてきたつもりでございます。したがって、毎年のいろいろな勧告等をやります際にも、各方面の意見を率直に、端的にお聞きをして、参考にすべきことは参考にする

ということはやっております。組合側からの意向というものは随時、寄せられたものにつきまして、は虚心にいろいろ承って、入れるべきものは当然入れるということにつきましては大変な努力をいたしておりますのでございます。

○小川(仁)委員 そういたしますと、特に問題になりましては主任手当につきましては、日教組の意見というものを十二分にお聞きになったと考えてよろしゅうございますか。

○藤井(貞)政府委員 当然、これにつきましては、いろいろな場面場面で日教組関係の意見の御開陳もございました。また、実際に私も何回もお会いをして、いろいろお話を聞いたということは事実でございます。したがって、その間においていろいろな御意見のあることは十分に承知をいたしております。それに対しては、当方は、当方でいろいろ検討をいたしましたことは事実でございます。

しかし、事柄は人確法という法律でございまして、これに基づいて人事院に勧告義務が課せられておるといふ問題があり、なお責任官庁でございまして文部省のお考えというものについても、正式に大臣の方から私方に対して提出されていまして、この結論が妥当であろうということで勧告を申し上げたということでございます。

○小川(仁)委員 人事院は、そういう経緯を持ちながらも、公務員に対する給与については特定の前提、たとえば賃金、諸手当についてもそれぞれ前提が存在をして給与をお出しになるわけでございますが、主任手当の持つ労働あるいは責任というものと手当とかかわりの中で、特殊勤務手当というものを引用してお出しになっておられます。そして、いままでの国会のいろいろな質問の中では御苦勞賃、こういう言葉も出ておりますが、特殊勤務手当というのは御苦勞賃というふうに考えて、今後人事院にお話を申し上げてよろしいでしょうか。

○角野政府委員 お答え申し上げます。

俗に主任手当でございしますが、これはもちろん管理監督ということではございません。したがって、現在給与法に位置づけられております特別調整額、すなわち管理職手当の範疇には当然入らないものの性格でございします。

それから特殊勤務手当との関係の御質問でございますが、特殊勤務手当の中には、危険、不快、不健康というような一般に危険という範疇に属する性格のものと、職務内容が困難であるという範疇に属するものとがございします。

困難の範疇にありましては、たとえば航空管制官でありますとか、用地交渉でありますとか、そういうものがございしますし、教員の中で申し上げますれば、一般の普通の教員と違ひまして、僻地等で多学年を担当しておられるような場合の困難もございしますが、そういういわば困難の範疇に属するものとして多学年担当手当あるいは教員特殊業務手当というものが現在ございしますが、その範疇に位置づけられたものでございまして、これは、そういう主任という特殊の職務を分担なさっておって、同僚の教員に対して一定の職務について連絡調整、指導助言をなさる、そういう勤務に対する手当、御苦勞賃といいますが、そういう勤務の御苦勞に對する手当、こういう関係でございします。

○小川(仁)委員 その分はまた後でお聞きするとして、もう一度総裁にお尋ねしますが、公務員労働者の要求その他に対して、ストライキを抑えて、その要求に対応するよう賃金を出すためにあるいは決定するために存在するといふ人事院が、要らないといふものを無理に押しつけて、その結果ストライキまでさせるということに奇妙な結果になったわけではございませんか、事実経過として、こんな人事院なら存在理由はないじゃないですか。主任手当の押しつけ、それに反対してストライキまで打つ、こういうことと関連して、私は存在理由が疑わしくなりましたので、このものに関して人事院の存在理由を総裁から明らかにしたいと思ひます。

○藤井(貞)政府委員 人事院としての職務権限な

りあるいは使命なりということにつきましては、われわれはいつも拳々服膺しながら十分に気をつけてやっておりますのでございます。従来もその態度でやってきておりますし、将来もこの態度を継続して、しっかりやっていきたいというふうに考へておるわけでございします。

いま御指摘になりました主任手当の問題でございますが、反対がありましては、これは事実でございます。私もあらゆる機会にいろいろな角度から目にし、耳に聞いてよく承知をいたしておるわけであります。ただ、事柄は、反対があるからといって全部これをやらないかといひますと、これはそうでない、そうばかりではないかといふ場合も中にはあるわけでございします。文部行政あるいは学校教育行政というものを進めます上で、当の責任官庁であります文部省が、やはり主任制度は重要であり、これを制度化することが必要であるというお考え方からこの制度化に踏み切られたといふことになったわけであります。その現実の案がございまして、それに対する給与の評価をやつてもらいたといふ要請に対して、当方は、当方で慎重に検討いたしました結果、やはりこの程度の措置を講ずることは適当であるという結論に達しましたので、制度化を前提としてそれに対する給与の評価をやつたといふのが主任手当の問題であるといふふうに考へております。

○小川(仁)委員 そうすると、人事院というのは、労働者、職員の要求がなくても、行政の方が必要であればそういう給与を、要らないといふものを押しつける勧告をする、こういう性格も持つと考へていいわけですね。

○藤井(貞)政府委員 そういう言い方をされますと人事院といたしましては少し困る面があるわけでございますが、やはり人事院というものは国家機関でございします。そういう意味から制度と運用というものにつきましては配慮をしていかなければなりません。そういう角度から今度の一般勧告でも、すでに御承知でございしますように、いわゆる五%以下という場合でございしても、あえて

ことしの場合には勧告に踏み切つたというふうなこともありまして、人事院としての職責を十分自覚してやっておりますのでございします。この主任手当の問題にいたしましては、日教組を中心とするいろいろな御意見のあることは重々承知をいたしておりますけれども、他面やはり制度というものがあつて、その制度というものを前提にして給与の評価にならざるを得ないということになりますれば、そういうこともあえてやるといふことも時としてはあり得るというふうに御了承を賜りたいと思ひます。

○小川(仁)委員 今度の一本化の勧告の状態あるいは要らないといふものを押しつける状態、こういうことを考へてみますと、さっきの五%以下の話とは全然話が違ひるので、五%以下であっても勧告をしたと言つても、それは公務員労働者が、みんな必要だから出してくれといふ要求にこたえてやつたものなんですよ。要らないといふ要求に対して押しつけたといふのは、人事院始まつてこれがた一つでございまして、それ以外に要らないといふものを押しつけた例がございしますか、勧告した例がございしますか。

○角野政府委員 お答え申し上げます。

私どもが勧告をいたしますときには、水準だけではなくて、配分についても同時に勧告をする、そういう仕方になっておまして、事勧告につきましては、やはり実際に給与の担当をなさっております各省の御意見、それから実際に職員側といひますか、受益者たる職員の意見、両方を十分聴取していることは事実でございします。その中にいろいろな立場、いろいろな関係、いろいろな職場の反映がございしますが、全体を当局も、各省の担当の側からの御意見も、職員のいろいろな多面的な方向からの御意見も十分聴取して、その結果として、要るとか要らないとかではなくて、人事院が担当しております給与行政が整合的に運用されるようにという全体の関係から勧告しておる次第でございします。

○小川(仁)委員 そうしますと、人事院としては、

公立学校の主任と称せられるものの仕事の身の中身あるいは具体的な業務等も、手当とかかわりの中で十分御研究なすった上でやられた、こう考えてよろしゅうございますか。

○角野政府委員 主任の職務内容につきまして、もとを申しますれば、昔からいいいますか、もとと学校の中に主任というものが、実際上そういう制度があった、実際上行われていたということとは事実でございます。

それで、私どもは先ほどお話しございましたように、御苦勞というような言い方で簡単に申ししておりますが、そういう職務の実態がありまして、それでそれが制度化されて制度上も安定したのになつて、しかもそれに対する人事運用が行われるというふうなことになる場合に、御苦勞といひますか、その上積みに対して給与上それを評価して後からつくる、こういう関係に相なっておりますので、当然その勤務の実態についても十分調査をいたしてやっておるつもりでございます。

主任につきましては、人事院が直接所管しております国立学校の付属の実態については、全部完全に調査をいたしております。実態を把握しております。公立学校につきましては、文部当局を通じて実情については十分御意見を伺つておる次第でございます。

○小川(仁)委員 公立小、中、高等学校の実態をいろいろ御勉強なさつていらっしゃるようです。人材確保法というのはもとと国立の教員だけを対象にしたのではなくて、公立の教員も対象にしておられると思ひますので、公立小中学校におけるいろいろな職種、仕事その他も御研究なさつておられると思ひますが、そう考へてよろしゅうございますか。

○角野政府委員 公立につきましても、間接でございますが、文部省の方からデータをいただきまして、かつ説明を伺つて理解しておる、こういうことでございます。

○小川(仁)委員 それは主任だけでございます。

か。他のいろいろな公立学校の仕事の中身まで関連をして御承知になっておるといふふうな意味でございますか。

○角野政府委員 公立学校の実態についてすべてと言つて言い過ぎだと思ひます。給与上措置いたします場合に、その関連として出てくる場面については十分伺つておる、そういうことでございます。

○小川(仁)委員 いま公立の中学校、高等学校の中で免許状を持っていない教員が、自分の持つていない、免許外の教科を教えているという実態がございまして、これは多分御存じのことと思ひますが、たとえば国語の免許状を持つておる教員がその学校の学級数、時間数、そういう関係で音楽をやらせられる、あるいは音楽の教師が時間数が少ないために理科をやらせられる、こういった自分の専門の免許状とは全然違つた教科をやらせられてゐる実態があるわけでございます。

これは文部省も御存じのとおりでございます。し、この前の文教委員会では、全国で約五万人の教員がそのような状態に無理無理置かれてゐるというわけでございます。五万人の教員はもろろん大変なことでございます。特に専門的な音楽等、中学三年の音楽等を国語の免許状しか持つていない教員がやらせられますと、これは不可能と言ふよりは方法がないわけでございます。こういう実態について文部省の方はこれをどういうふうにかから措置しようとしておられるのか、人事院としてはこういう勤務状態というのは一体どう考へればいいのか、どう処置すべきかと考へておられるのか、それぞれ総裁、大臣からお聞きしたいと思ひます。

○諸澤政府委員 この問題につきましては、文教委員会でも先生から御指摘のあったところでございまして、まず実態でございますが、これはいまお話しのように、五十二年度現在で四万七千名、これは延べ人数ですから、実際の人数はもう少し少なくなるかと思ひますが、ございまして、そこで、それは昭和四十年当時を振り返りますと七万人く

らいになっておりますから、かなり減つてはきておるわけでございます。

そこで、いまの免許外教科担当の制度というのは、免許法の附則にあります制度でございます。文部省としてはなるべくそういう事態を今後少なくしていかうという努力を一方でしてきたわけでございます。その一つが学校の教員定数の配置問題でございます。御承知のように、四十九年度からの五カ年計画では小規模中学校の定員配置の改善を図りましたこともあつて、いま申しましたように、四十九年から現在までではかなり減つてきておるといふ事実がございまして、そこで、この春第五次の定数改善を図るに付いての実態調査をいたしました。その関連において、いまの免許外教科担当の実態調査につきましてもさらに詳細に調査をいたしておりますので、その結果を待つて、また今後の改善を図つていきたいと思つてございまして。

もう一つの点は、この問題は定数の問題と同時に、具体的教員人事配置の問題でございます。実は、いま先生のおっしゃつたような免許外教科担任というのは、必ずしも僻地の中学校だけではないに、都会の相当大きい中学校でもそういう実態がある。これはなぜかといひますと、やはり一つ一つの教科の受け持ち時間、開設授業時数というものはかなり差がございまして、それに適応した、それぞれの教科の定員をよほどうまく人事発令しないと、ある教科は余つてしまふ、ある教科は先生が足りないといふこともございまして、その問題は一方また、生徒の増減等にも関係して、学校規模のあり方との関係でその教員配置を考へていかなければいかぬ、こういうことがございまして、その辺の配慮を層層よくしていただくといふような指導をいままでもしてきておるわけでございます。

そしてもう一つは、先生、先般来御指摘がありましたようなこともございまして、実際の免許外教科担任教員のいわば研修の強化というように、ことを五十四年度は一層拡充してまいりたいとい

うふうに考へておるわけでございます。

○角野政府委員 免許外の教科担任の関係につきましては、そういう実情があるというところは承知いたしております。ただ、いま文部省の方から御答弁がありましたように、文部省の方でその実情について御調査中ということも伺つております。それから、制度的に言ひましても、私どもが、まだこう申し上げるほど詳しくはないわけでありまして、給与上これを評価するしない、そういう検討をすることになりまして、やはり制度が安定してきて、それで、これは安定的にこういうとらえ方をすべきであるといふところ、そういう熟した状態、あるいは将来の方向がわかつた状態で、一般論でありまして、処理したい、こういうふうにお思つておりますので、いすれにいたしましても、そういう実情をよく把握したい、こういうふうにお思つております。

○小川(仁)委員 安定した状態といふのはどういうことを意味するかわかりませんが、新しい中学校という制度ができたときからの問題は存在をいたしております。したがつて、少なくとも三十年近くは、免許外担任という制度によつて教育が行われてゐます。

私は、この制度に対して手当を出せと言つてゐるつもりはありません。ただ、公立学校について、いろいろな事情を直接間接御調査をなさつた、その上で、主任に対しては特殊勤務手当、御苦勞賃を出している、こういうお話なんです。御苦勞賃とか、中身をもし出されるなら、あなた方自身給与とかかわりの中で、もっとこういう勤務状態といふものを御調査の上で、これには先、これには後とか、あるいはこういう状態にはこういう手当とかといふことを研究なさるべきではなかつたか、こう思ふから申し上げてゐるのですが、それ以外にも、御苦勞賃などといふものを考へなければならぬ公立学校における業務といふものを御調査している、あるいはおわかりになつてゐる面がありませんか。

○角野政府委員 公立学校の関係につきましても

は、文部御当局の方から実情を伺いまして、それを踏まえましていろいろ実態を研究しておる、こういうことでございます。

それで、もちろん国立の付属について措置をいたしますことの、まあ準用という関係で公立という関係がありますので、それは国立の実態を分別をつけますだけではなくて、そちらの関係で公立の御事情を伺うということもございしますが、およそ公立のいろいろな実態についてすべて伺う、そういうことではございせん、まず実情を伺って、たとえばいま話題になっております免許外の担当の關係でございすれば、これはいままでのところ、文部省からまだそういうことについての給与上の問題について具体的な御説明は伺っていない、実情は把握しておりますが、そういう状態でございます。

○小川(仁)委員 これになくなるのが本来の性格でございますね。大体免許状を持っていないのに物を教えるということは初めから無理な話です。著しく困難どころの騒ぎじゃないですよ、これは。免許状を持っていないのですから。自動車とかその他ですと、直ちに罰金を取られる。免許外運転なんというものは、これはえらい大騒ぎになります。そういうものですから、本来これはなくすべき性格、労働条件、労働実態にあるものであつて、賃金などを差し出すべきものでない、こう思います、どうですか。

○角野政府委員 先ほど「安定的」という言葉をちょっと申し上げましたが、言葉があるいは不十分であらうかと思いますが、この制度が例外といえますか、当分の間という形で現在運用されておるのではないかと思います。

本来はどうであるかということは、これはやはり文部省から先ほどお答えがございましたように、職員の任用配置の問題とも絡む問題だろうと思つております。したがうして、その結果、いろいろひずみでありますとか何とかという関係で、御苦労という関係であるいは給与上の接点が出てくるかもしれませんが、それについてはまだ

文部省から伺っていない、こういうことを申し上げております。

○小川(仁)委員 文部省にお伺いしますが、これは本来あり得べき状態ではないですね。大臣、どうですか。

○砂田国務大臣 免許外教員というあり方はできるだけなくしていく方向で私も努力をしなければならぬと考えております。

いま初中局長からも、また人事院からもお答えがありましたように、教員配置の問題も絡んでいくことでありますから、文教委員会でもうすでに何度か小川委員も御指摘になったことであります。が、ことしの五月一日現在で悉皆調査をいたしております。そのことも小川委員御承知のところでありまして、その調査内容の一つに、免許外教員のあり方をミクロでも調査をしているところでございます。この悉皆調査で現状を正確にミクロでも把握をいたしまして、今後の教員の定数改善の長期計画の中でやはり検討しなければならぬ重要な問題の一つである、そのように心得ております。

○小川(仁)委員 文部省にさらにお願しておきますが、たとえば小学校、中学校で寄宿舎があります。統合した結果、一年通して小学校の生徒を寄宿舎に入れて学校に通わせる、あるいは冬期間だけ入れて学校に通わせる、そういう状況があることはおわかりのとおりでございます。

そういう教員が手当てとしてもらつておりますのは宿直手当であります。宿直手当であります、これは人事院御承知のとおり、断続的労働でございしますから、決まった時間にだけ見回りをするばいいだけでございます。そうですね。そうなりますと、小学校の生徒を寄宿舎に入れ、中学校の生徒を寄宿舎に入れておきながら、夕飯の六時のおき、消灯の九時のおき、それだけ見回つてそれで済むというふうに、文部省の方、お考えになつておりまじょうか。同時に、そういう手当の仕方では果たして教育というものが完全に行われるでしうか。人事院としては、これは宿直手当で、それ

が教育上の問題からいとお考えになるのか、あるいは考え直すべき時期と考えておられるのか、その点について両方からお伺いします。

○諸澤政府委員 教育公務員に宿直手当を支給する仕方については、人事院の規則でお決めになつておるところであります。私の承知いたしておりますところでは、同じ宿直手当のうちでも、いまおつしやつたように、単に庁舎の見回りとか電話の受取とか、そういうことをやるだけの場合と、学校の先生が舎監として寄宿舎にお泊まりになつて教育活動と関連して、夜間におけるいわば生活指導のようなものをする場合、その内容を異にするわけでございます。

そこで、現在の制度では、単なる宿直直の場合は一回千六百円でございますが、そしていま問題になつたような先生の舎監、宿直の場合等は、その五割増しで二千四百円というふうに、別の扱いになつておりますので、そのあり方は妥当ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○角野政府委員 国立の場合でございますと、寄宿舎を有しておりますのは、盲聾学校等特殊学校でございます。

それで、特殊学校の場合には、やはり一般の断続勤務の宿直直ということ以上に生徒の生活指導ということも当然でございます。そういうことで、これは一般の宿直直手当を割り増しをした宿直直手当を現につけておりますし、そういう宿直直手当の中にそういうパターンがございまして、もし一般の宿直直以上の生活指導的なものがあるとしたら、そういうふうにするのがよろうというふうには考えております。

○小川(仁)委員 宿直直手当というのは、割り増しをすれば生活指導とか学習指導をしてもいいという性格を持つ手当ですか。

○角野政府委員 宿直直手当は、本来、夜文書を受け付けましたり見回りをしたりという、そういう監視断続的な勤務でございます。その中に残業といひますか超過勤務、本来の勤務が起りまじした場合には、本来の勤務を超過勤務手当で処理す

る、基本的に言えばそういうことであらうと思ひます。

しかし、それが正規の勤務時間内に行われておりますような明確な濃度と時間ということで、厳密に行われておるといふことでない場合に、含まれてゐる程度というのはいろいろ程度がございしますが、そういう場合には、それを全体的に評価いたしまして、宿直直手当の割り増しという言葉は少し言葉不足でございますが、金額的には割り増しになつておりますが、考え方としては一般の宿直直手当ではなくて、特別の宿直直勤務手当というところで特別の金額のものをそのほかに置いておる、こういうことでございします。

○小川(仁)委員 いろいろお聞きしてみますと、この問題も実は冬季分校等を含めて戦前から存在している問題でありますし、さっきの免許外担任の問題にしても、いわゆる新制の中学校が発足してから三十年も続いている性格のものでございします。学校内で自主的に決めた主任その他とそれ以上の歴史を持った一つの問題なのです。

こういふのと今度の主任手当の強行ということを考えてみますと、私はそこの中で、本当に苦勞している教員に対する給与とか手当とかいふ問題ではなくて、その中で上からの指導、そして自分たちが意のままに動かすにいいような職種、教員の中に差別を持ち込むような職種についてのみ文部省や人事院はお考えになつておられて、本当に苦勞している者については手当その他についても考えていないという感じがいたしました。

したがって今回の主任手当について、文部省としては一般の教職員の中で、いわゆる苦勞の度の多い者たちに対する考え方をもっと優先をして、比較的回り、あるいはお互いに校内で任務を分担し合うような主任、こういう者の手当をやめて、さっき言ったような苦勞している教員に対する処遇の方法を考える、こうすべきだと思ひます、いかがでございませうか。

○砂田国務大臣 学校現場でそれぞれ御苦労を願つております教員の待遇改善は、人確法の趣旨

とするところ、その確保、将来も当然私も努力を続けてまいらなければなりません。

いま一つの例としておっしゃいましたけれども、たとえば寄宿舎の宿日直勤務、大変な御努力をいただいております教員の方々にも、それをただ建物の保全とかそんなことだけではなくて、生徒たちの生活指導という日常の業務を引き続いてやっていたらいい。そういう意味から、まさに業務当直と呼ぶべき筋合いのものである。そういうことから通常のいわゆる宿日直手当の一千六百円ではなくて、その五割増しというようになことを考慮してあるわけでございます。

そういう学校現場でそれぞれいろいろな御努力、御苦労を願っておる教員の皆さんのそれぞれの処遇改善は当然今後も考えていかなければなりません。先ほど免許外教員のことについても基本的な考え方を答えましたわけでありましてが、主任の問題、やはり全国ほとんどすべての学校に自然発生的にできていた。小川委員は縦とおっしゃったけれども、私どもは全く縦ではなくて横の連絡調整、指導助言という仕事をお引き受けただく主任という考え方を基本にしておりまして、縦から流して学校の管理を強めるから反対だというのはそこに誤解がございます。縦から流して学校管理を強めるのではない。学校管理も大変な仕事ではあるけれども、学校の中での教育指導の面の教育内容充実を図るために連絡調整、指導助言という横の連絡調整をお引き受け願う主任の制度、こう考えているわけでございます。

そういう主任というものが自然発生的にできていた。その制度化を進めてきたのが主任の制度であって、先ほど五つの府県で支給されてないというところ、そのとおりでございます。しかし、四十四の道府県で教育委員会規則も改正されたこともまた事実であって、だんだん定着をしておりますことを期待も、その努力を私どもは続けてまいりまして、だんだんこれが定着をしております。学校管理の面を強めるための主任ではなくて、横の連絡調整、指導助言、

そういう意味合いの校務分掌の中に立っての人事院の言われる特殊勤務、その困難性、御苦労に報いるという制度であることを私はだんだん理解がしていただけるもの、そういうふうに考えておりますから、ほかにも残っているものがあるから、主任制をやめろという御意見には賛成するわけにはまいりません。

○小川(仁)委員 いままでのお話は、ずっと文部省が毎回頭繰り返しておられたお話であります。しかし、現実的には学校現場の中では非常にこの主任問題を含めて混乱が出ており、未制定の県もある。しかし、それは自然にくり上げられたものだからと、こうおっしゃいますけれども、自然にくり上げたものというのには、お互いの人間関係、教員の仲間同士の間でくり上げられたものではございません。上から強制してくり上げられたものではございません。免許外担任にしてもそうです。その学校に五人しか教員がいなくてというときには、免許状がないから子供たちに教えないというわけにはいかない。当然だれかがその教科を教えてやらなければいけないというので、大変苦勞して教員がお互い同士話し合っただけ、これを、だれはこれをというふうにならざるを得ない部分を利用してやっている。こういう教育というのは、その学校における教員のお互いの助け合い、自然的なものの中でくり上げられて運営されているのです。これは教育の創造性でもあり自発性でもあらうと思うのです。

その中にどこかの部分に手当をやつて、そしてその者が特別な地位に置かれる、こういう状態というところは、実はその状況を混乱させることにはかならないのであります。現実には幾つもの混乱があります。それは改めて文教委員会でも申し上げることにしてここでは申し上げませんが、そういう混乱を起こしていった、こういうことは、文部省の要求があったにしても、実は人事院は教育という中身を余りよくお知りにならないで、さっきの寄宿舎問題にしてもあるいは免許外担任の問題にしてもお知りにならないで、これは国家公務

員の中にはないとおっしゃればそれまでですけれども、一方面的な文部省の言われた部分だけを検討してこういう手当を出してこられたから、こういう混乱が起こっているわけですね。現在の教育の混乱の原因の中に人事院は役買っているというところをよく御承知の上、物考えていただきたい、これは意見でございます。

なお、人確法に基づく勧告は今回で終わりでございまして。そしてまた二つの主任を拡大されたようにありますが、あれはあれ以上広げない、主任については、また、あれは公立については拡大しない、こういうお考えでございますか。両者からお聞きしたいと思います。

○角野政府委員 初めのお尋ねは、人確法の勧告はこれでおしまいかということでございます。人材確保法の考え方といえますが、進め方といたしまして、「財政上、計画的に」というふうにお決めたのでありますが、この「財政上、計画的に」ということで財源措置がなされて進行してきまして、そういう改善については、一応これで終わるというところでございまして、私どもは、そういう意味で最終的な勧告である、こういうふうにお考えでございます。

○砂田国務大臣 人事院からは、最終的な措置として所要の改善を加えるようにという勧告をいただいたわけでございます。今後の教員の給与については、人確法の趣旨に即した優遇措置を確保していく努力が続けてまいることは当然のことでございます。

○小川(仁)委員 公立学校の方には拡大する意思があるかないかということも尋ねましたわけですから、その点……

○砂田国務大臣 公立学校についても、今回の人事院の勧告に準じた措置をとってまいりたい、かように考えております。

○小川(仁)委員 研究主任とか教育実習主任とかいうのが安定した存在として公立学校の方に存在しているというふうにお考えなわけですね。

○諸澤政府委員 国立の付属学校については、御

指摘のように今回の勧告に際しまして、教育実習主任、研究主任の制度化されたに伴ってそれに主任手当を支給する、こういう考え方が示されたわけでありまして、これは付属学校としての特質という点に着目し、そこにおけるいまの両主任に手当を支給する、こういうことでございまして、一般の公立学校については、それとまさに同じような主任は通常いないわけでございます。しかしながら、一つの学校としてその教育活動の円滑な運営を図るために、これまで手当が支給されております教務主任、学年主任等と比較して同じような仕事の困難度あるいは重要性を持つ主任というものがあるというふうにお考えられますので、そこで公立学校について考えます場合は、いま付属学校について既存の手当支給主任にプラスして二種類の主任を対象としたということにかんがみ、おおよそ二つぐらいを目安にして、各県において、それぞれの県の学校運営の実態というものを考えて、最も適当と考えられる主任を対象として手当支給をする方向で考えていただきたい、こういうふうなところはお考えはおるわけでございます。

○小川(仁)委員 そうすると、公立小中学校にいわゆる研究主任というふうなものがある、こう考えているわけですね。

○諸澤政府委員 先ほどちょっとお話が出ましたけれども、五十年の五月でしたか、人確法の実施に伴いまして主任の実態を調査するために各都道府県についてたしか全学校数の一〇％ぐらい、四千校ぐらいの小、中、高等学校について実態調査をいたしました。その際の主任の設立は教務主任、学年主任、進路指導主任、生徒指導主任等が平均して最も高いわけでありまして、それに続いて私の記憶では、研究主任あるいは研修主任というものを置いておる県が相当ございます。ただ、その研究、研修というのは、国立の研究主任というのがどちらかと言えは付属学校の教育研究に呼応して研究をするという主任とは若干性格を異にすると思っておりますけれども、おおよそ一つの組織体

として教育活動をする学校というものにそういう先生方の研究なりあるいは資質向上のための研究というものの主任というものを置くことは当然予想されますし、またそれがすでに相当置かれておるといふ実態もあるように認識しておるわけでございます。

○小川(仁)委員 ちよつと話をかえませんが、いまのような状態の中で主任などという名前は学校に参りますと幾つもあるのですよ。数学研究主任、国語研究主任、低学年研究主任、高学年研究主任、もう主任と名のつくものは小中学校においていただけば十幾つもあるわけなんです。それが有機的に結び合つてやられてゐるわけなんです。ですから、私はさつき言つたように、それは自主的に互いの得意を生かし、あるいはお互いの助け合いの中でやられるものであるだけに、またその中に特定して幾つかの主任が公立の中に手当があるというだけで設けられるという方式については賛成できませんので、これは慎重以上に慎重に、むしろ私は公立学校にはやるべきでないという観点から意見を申し上げておきます。

それからこの人材確保法案が通つたときに、附帯決議がございました。これは人事院も文部省も御承知と思いますが、その附帯決議の中でやられたと思いますが、幼稚園が今回国立についてのみ行われた、そして、しかも義務制に比べて半額、その理由を明確にしたいだきたいのです。

○角野政府委員 幼稚園の関係でございますが、勧告は国立について申し上げたわけでございますが、その前に国立の付属の関係につきましまして小学校、義務教とそれから付属であります幼稚園、こういうことで勤務の実態あるいは職員構成、職場、そういう点につきまして、多面的な関係を綿密に調査いたしました。それで勧告は国立について特別手当を支給するというのを申し上げたわけでございます。

それから、金額を義務教の二分の一にしたというところについてでございますが、これは人確法の趣旨が、特別手当の関係で申しますれば、まさに

人材確保のための優遇措置そのもの手当というものが特別手当の本来の考え方でございますので、幼稚園は義務教ではないということで、それに対する均衡上の措置であるということで、まるまるは支給しないということでスタートしたわけでございます。

それで、これは今回の教員給与の改善の一連の中で一番最後になりましたが、やはりこれはどうすべきかというところで長い間思案をしておつたというところは事実でございますが、今回が最終的な措置であるということで、それで慎重に調査をし、検討した結果、そういう職員あるいは勤務の実態において均衡上措置する必要があるということ、まるまるではないけれども、それではどうということ、二分の一、そういう金額にしたわけでございます。

○小川(仁)委員 文部省にお伺いしますが、これは公立の幼稚園の方に拡大する意思はございますか。

○砂田国務大臣 公立幼稚園につきましても、今回の人事院勧告の国に絡むところに準じて実施ができるように指導をいたしたい、かように考えております。

○小川(仁)委員 義務制と幼稚園で、片方は一〇〇%、片方は五〇%で均衡がとれるという理論をひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

○角野政府委員 人確法の趣旨から申しますと、もともと義務教育を優遇するというのが基本線でございます。ただ、それとの均衡ということ、高等学校でありますとか幼稚園、それが話題になるとありますが、それにつきましましてゼロというのは均衡を失する、まるまるというのは義務教そのものであるということで二分の一としたわけでございます。

○小川(仁)委員 高等学校の方はどうなっておりますか。

○角野政府委員 高等学校は義務教に比べまして、どちらかと言へば給与の立て方として、職員構成がそうであるということで、歴史的にそういう

経緯がございますが、基本給でいいますと俸給の曲線が有利な形になっております。そういうことで、この義務教を優遇しますについて、従来からのそういう均衡関係というのが給与上どうしても必要でございますので、まさにそういう均衡ということ、義務教と逆転をしたりするということは困るということで、そういう意味の非常に具体的な均衡ということで調整したわけでございます。

○小川(仁)委員 幼稚園の方が五〇%で均衡がとれて、高等学校の方が一〇〇%だから均衡がとれる、その理由は給与表にある、こういう話でございます。言われておりましたが、ほとんどの子供たちが入っているのも事実でございますが、いま私たちが文教委員会では各党の教育のこれからの振興の方法を出したものを拝見いたしますと、自民党新生クラブでも民社党でも新自由クラブでも社会党でも、幼児教育というのを非常に大事に考えておられる、ほとんど義務教育と同じように考えておられるのが現在の実情でございます。またそれが制度としては決まっておりますけれども、また父兄の間でも幼稚園の設置要求が非常に多い多くの要求が出てゐる、こういうところでございます。

だけに、私はこの五〇%というのは理論的にどうにも合わないのではないかと。言つてみれば子供の背の高さで、こつちは一メートル五十五ぐらゐあるし、こつちは八十センチぐらゐだから半分にしたなんという印象さえ覚えるわけでありまして、幼児教育というものの大事さというところを、これからの日本の教育体系の中で大事に考えておりますだけに、各党一致でこの問題については、あの政策から言へば不満じゃないかと思うので、これはぜひ一〇〇%に直していただきたい。直す意思があるかないか。今回で終わりたいと言われまして、この分についてはどうしても承服できないので、その理由というものを、どうしても私は納得できませんから、もう一度聞かしていただく以外に方法がないと思ひます。

○角野政府委員 おしかりをいたしておりますが、給与上の評価、その基礎になりますいろいろな実態の、あるいは職員構成、それから勤務の時間なり現場なりいろいろございますが、同じと言へば同じ面がございます。違つたと言へば大変違つたところもございまして。したがしまして半分、このことで一応均衡上の措置をしたわけでございます。全部同じということであれば全部同じになるでしょうが、いま制度上、実定法上の措置も違ひますし、それから給与上の措置としても、その実態を反映してどう評価するかということ、現在の状況におきましては違つたところは違つた、こういうことで二分の一ということにしたわけでございます。

○小川(仁)委員 国会の附帯決議というのがございますね。御承知と思ひます。「高等学校、幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部及び幼稚部の教育職員の給与についても、義務教育諸学校の教育職員の給与改善との均衡を考慮して同時に必要な措置を講ずること。」というところで、幼稚園の教員は教育職員の表適用、こう考えまゐりますと、私は、確かに小さい子は午前中で帰すことがあります。そういう論理で言へば、小学校の一年生も午前中で帰ります。あるいは教科の中心に、教育というよりも、いわゆる学問的形態を中心にした教育よりも、どちらかという遊びを中心にした子供たちのしつけというふうなものもあります。

ただ、子供の成長過程の時期において、三歳児から六歳児あたりにおける子供たちに与える影響というものが非常に大きいというのは、これは教育学、心理学者の全員が指摘するところであるだけに、ここに人材を集めなければならぬだろう、俸給表上の違いではないに、これは特別手当でありまして、俸給表の違ひがあつたとしても、特別手当という性格であるだけに、均衡というのはむしろ高等学校にも一〇〇%から幼稚園にも一〇〇%、こう考えるのが筋ではないかと思ひますが、

これは文部大臣からもひとつ御意見を伺い、人事院に再考を願いたいところでございます。

○砂田国務大臣 専門の人事院の御報告でございますから、文部省としてはそれをそのまま受けざるを得ません。

○小川(仁)委員 人事院で再考の余地はありませんか。

○角野政府委員 先生おっしゃいましたように、まさにそういうことで均衡上はっておくわけにはいかないということで、二分の一の給支給するというふうな決めたわけでございます。これは調査の結果、われわれ勤務に対する給与上の措置としてももちろん十分調査したつもりでございますが、なお、先ほど来先生の御質問の中にもございますように、幼児教育について幼稚園の関係、それから保育所の関係その他で文部省と厚生省の方で今後の方向について現在検討なさっている最中というところも一つあるかと思ひますが、しかし、そうは言ひましても、これも先ほど申しておりますように、人確法としては今回最終的なこととありますので、今回これに踏み切った、そういうことでございます。

○小川(仁)委員 まあ最終的と言うから逆に問題が残るわけでございますし、しかし、幼児教育の重要性というところは、ぜひこれは文部省でも、それから人事院も教育の中身を勉強していただいて大事に考えていただきたいと思ひます。子供の一生というのはどの時期に決まるかというふうなことも含めて御勉強願ひたいと思ひます。

それから、同じく附帯決議で二回も問題になっております、学校事務職員給与改善についても配慮すること、とございしますが、これは均衡ではなくて配慮でございますが、どのような配慮をなさいましたか。

○角野政府委員 附帯決議をいただいておりますし、もちろん私どもとしてもこれに対処する仕方としてどういうやり方があるかということ、人確法の一改善以来何度もこれについて慎重に検討したことは事実でございます。それですでに二

次改善のときでございますが、やはり事国立については、これは付属というところで大学の中で任用配置の関係もあり、しかるべき処遇が行われておるといふことは事実でございます。それで問題は公立といふことになりまして、これは人事院が深入りすべきことではないかと思ひますが、やはり任用配置上のそういう何かいい知恵がないかというところをその報告の説明のところで特にお話し申し上げたという事実もございします。それで、これにつきましては、現在そういうこともありまして、文部省でその後処遇の問題として御指導な

り通達をなさっておりますように伺っております。

○砂田国務大臣 これは具体のことを一つ申し上げますと、人確法成立の前年、四等級格づけを実施しておりました県が十九しかございせんので、五十二年度現在で四十一県にこれらの県がふえております。私どももなお努力を続けなければならな

いと考えております。

○小川(仁)委員 これについては給与法上の立場その他から再度御検討願ひことをお願いをしてお

します。

そして次に質問いたしますが、文部省の方で地方課長が各県の主管課長を集めて主任手当を教員が提出しても寄付を受け付けることは適当でない、公益法人をつくつたりする場合のその認可は慎重にやれ、こういうふうな御指導をなさつたとい

う話を承っておりますが、この事実はござい

ますか。

らそれは受け取らないように、こういう指導をしておることは事実でございます。

○小川(仁)委員 もし月給の中からそういうお金を出してやつたとしても受け取りませんか。

○諸澤政府委員 たとえばある先生がおやめになる前に、自分で特定の勤めにおつた学校に寄付をなさるというふうなことはあり得ることかと思ひますけれども、私がいま申し上げましたのは、給与として支給される金のうちから一定の額を毎月組織的、継続的に組合として拠出させてこれを集めるといふそのことがどうも適当でないといふことを申し上げておるわけです。

○小川(仁)委員 そのことの適当、不適当と、学校における教育設備の不足というものは、どっちが教育上大事だと思われませんか。

○諸澤政府委員 いまの手段を集めて拠出するといふことと教育条件を整備するといふことは、本来それぞれ別なことでございますから、どちらかとおっしゃられても、ちょっとどちらというふうには申し上げられませんが、私は、いまも申し上げましたように、教育委員会としてはやはりできるだけ父兄負担の軽減を図つて、公費による条件整備を十分にしようといふことは常にお願いしておるところであり、これは非常に大切なことであるといふふうに考えるわけでございます。

○小川(仁)委員 私の質問に答弁をしておられますが、いま日本の教育条件で足りないものがない、いふべきではありません。学校でこんなものを欲しい、あんなものも欲しい、そういうものに教員が、自分が持っているお金の中から出して寄つて寄付をして違法になりますか。——私は違法かと聞いて

いるのです。

○諸澤政府委員 教員の組織が、お互いに話し合つてお金を出し、それを寄付することでありま

すから、それは別に違法という問題にはならないと思ひます。

の問題で聞いてください。

○諸澤政府委員 違法であつたら、これはもうや

つていけないことでございます。しかし、私が申し上げているのは、それは手当支給の趣旨からして適当でない。だから、適当でないお金を受けることはやめなさいよと教育委員会の方を指導しておるわけでございます。これは別に違法かどうかという問題ではないわけでございます。

○小川(仁)委員 私がもらったお金を、私の住んでいる町の教育の設備が足りないから、幾らかでも足しになればと思つて寄付しようとするのが適当じゃないんですか。適当じゃないといふのは何に對して適当じゃないのですか。主任手当をも

らつたといひましても、入ってくるお金は、もうもらつてしまふは私個人のものにかかわります。そのお金が、この五千円札は主任手当の分で、こ

ちの五千円札は月給の分だなんて区分けをつけているわけでもないでしよう。そのお金の処理については個人の自由が存在するわけだ、個人の自由で一定額を教育設備のために寄付しよう、困つておる子供のためにやろうといふのを断れといふのなら、あなた方がそれを断るほど十分な教育施設を責任持つてやっているのなら話はわかるけれども、全然不整備の状態の中でそういう善意をも否定するといふのですか。

○諸澤政府委員 何度も申し上げますように、先生方が提出をしてお金を集めること自体を私ども

言っているのではないので、教育条件を整備する責任のある教育委員会側としては、公費をもつて条件を整備する努力を一層しなさい、そういう寄付を継続的に受け入れて整備をさせるといふことは教育委員会として適当ではないからその寄付は受け入れなされるな、こういうふうに言つておるわけでありま

す。

に、ケースによっては寄付をもらうことももちろんあるでしょうけれども、本件の場合、これから毎月手当のうち一定額を拠出してそれを継続的に寄付をする、そういう寄付であるというから、これは適当でないと云っておるわけでございます。

○小川(仁)委員 どうもわかりませんね。手当の金でなければいいのです。

○諸澤政府委員 仮に本俸を毎月一定額拠出してそれを寄付する、そういうことはあり得ないと思ひますけれども、そういうことであれば私はやはりちよつと考える、そういう寄付を受け入れて条件整備をすることはやめるべきだ、こういう指導をするかと思ひます。

○小川(仁)委員 そうすると、教員が自分からもらったお金から教育施設に寄付をすることは、月給であつても手当であつても何であつても、一切もらふべきじゃないという御指導をなさる、こういうことですね。

○諸澤政府委員 どうも私の申し上げる真意が御理解いただけないようで大変残念でございますが、私は一切のことを申し上げてゐるわけではないので、今回のような組織として一定の金額を継続的に拠出をし、それを条件整備に充てる、そういう寄付は適当ではない、こういうふうに言っておるわけでございます。

○小川(仁)委員 なぜ今回の場合だめで、ほかの場合はいかというところについて私は理解できません。というのは、もともと教員組合や教員は、主任手当は要らないから教育施設にお使ひください、そつちの財源にお使ひください、そしてよりよい施設をつくって教育をよりよくしてくださいとずっと長い間お願いして、自分で、口で言ってきたのです。このことはおわかりのとおり。父兄に対してそういうことを言ってきた教員は、もろえば当然それはいままでも私たちが言ってきたとおり教育施設に使ってください、寄付することによつて自分の言動に対する責任も果たせるし、子供たちにもいままでの言動に対する責任を果たせ

て、父兄や子供から信頼を得、教育が成功するのであつて、なににあいつらは口では要らないと言ひながら、出してもらったポケットへ入れたじやないかというかつこうになつては逆に父兄の不信、子供の不信を招いて教育にマイナスを来す、こういう立場から出そうとしてゐるのですから、むしろ教育上非常にいいことじやないか。父兄に対して教員がいままでも言ってきたことを実施させるまことにいい機会、信頼を得るまことにいい機会だと思ふので、このことはそういうことじつげのやうな論理でとめるべき性格ではない、こう思ひます。それは教の中には出さない人もあるでしょう、全部が出してゐるわけじやないわけですから、全額を出してゐるわけでもないですから。そういう点を考えてみたら、大臣、本当に教師と父兄、教師と子供の関係において、教師が自分の口から言つたことを実践させないというやり方は果たしていいでしようか、どうでしょう、御答弁を願ひたいと思ひます。

○砂田国務大臣 教員が主任手当も含みます給与を直接受け取つた後に、本人の自由意思によつて組合に寄付をする、学校に寄付をする、それは合法的でございます。まさに合法的であります。しかし、法律に基づいて支給される職務の対価としての給与の一部を組織的、継続的に拠出することは、教員の処遇を改善するために行われる第三次給与改善の趣旨に沿うものではない。給与改善もまた教員の皆様が強く要望をされ、私も当然の御要望として受けとめて第三次給与改善を行うわけでございますから、組織的、継続的に拠出することを組合がお決めになることは第三次給与改善の趣旨にそぐわないものではない、私はこのやうに思ひます。

○小川(仁)委員 最後にありますが、いま大臣は私の質問に対して御答弁なさつていないのです。私が質問を申し上げたのは、教員が父兄や子供の前でこういう主任手当は要らない、そして教育財政の不足の部分に使つてくれ、大きな声でこう言つてまいりました。そういう立場から、私たち

はこれを教育財政の不足の部分に寄付をいたしまし、いままでの経過と決意の中からこう言うのが当然なわけでございます。その当然なことが実施されれば、父兄と教師、子供と教師の信頼関係がますます増すであらう。むしろそれをやらないうで自分のふところに入れてしまえば、教員は何かんだと言つてもやつぱり銭が欲しかつただけじやないか、こういう批判を受けるであらう。こういう現在の状況の中で教員と父兄、子供の間の信頼関係を増すためにこういう状況をつくり出すことを悪いと考へてゐるのかいと考へてゐるのか、何も抑える必要がないのではないかと、こういう意味の質問でございました。だから、この点に限つて御答弁を願ひたいと思ひます。

○砂田国務大臣 小川委員の御質問に正確にお答えしようと思ひますと、さつき私がお答えをした主任というものをどう考へるかという基本にもう一遍議論が戻つてしまふと思ひます。

私どもは、学校管理の面ではない自然発生的に生まれた学校の教育指導のその中身のお仕事としての御苦労を願う主任の制度、それに報いるべき主任の手当、こういうことで考へて主任制度を明確にし、手当を支給しようとした。しかし、教員の一部の方々はこれは学校の管理を強めるものだというふうな、私から言ひしめれば誤解をされて、そのところを反対だと言はれた、そのことは父兄の方もよく御承知になつてゐることでござい

ます。先ほどお答えいたしましたように、これが定着してまいりましたもうしばらくいたしましたならば、教育、学校現場の管理を強める主任ではなくて、教育指導の面、その面からの教育内容の充実に資するものであるということは御理解がいただけるかと私は確信をいたしております。

ものでは学校の教育指導の面で役立ててもらふ、それだけの御苦労を願つてゐる、そういう気持ちで父兄の間には強いわけでございますから、当然の御苦労に報いる手当を受け取られた、父兄の側はそう理解をするであらう、私はそう考へます。

○小川(仁)委員 最後まで解釈は平行線のやうでございます。しかし、さつき、自分のふところへ入つたものをどう使おうが合法的だとおしやいました。そのどう使おうが合法的だという立場で一応物をお考へになつてゐる。私が申し上げてゐるよりも大臣や局長がおしやつておる方がむしろ素直じやないやうな感じがします。また元へ戻りますから……。私は元へ戻つてそこから討論をしようというつもりでやつておるのではありません、現在起きてゐる事象のことですから。もうそろそろどう使おうと自由なわけでございます。それが教育にプラスにはなるものであつたら大きな目で見ていただいて、つまらない県教委や市教委の御指導はおやめになつていただきたい。すべての中で職務をわかつた上でもらつて、なおかつ出すという者についてまでいま言つたやうな、むしろ皆さんの方が前提に何か含むところがあつて阻止するやうな、やめさせるやうな指導はやらないでいただきたい。いまこれだけ一つの騒ぎが起つて、第四次勧告で一応人確法が終りを告げたわけでありまして。後はひとつ、それらの使途その他については自由に教員の意思に任せていただきたい、こゝろお願いを申し上げて、私からの質問その他を終わらせていただきます。

○始閣委員長 午後三時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後三時三十分開議

○始閣委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。安井吉典君。

○安井委員 きょう私の質問の中で井上一成君に
関連質問ということでお話しをいただきましたこと
と、それで私の時間を短縮しなければいけません。
その問題はひとつ後で理事さんに調節していただ
きますが、それと、総務長官のお仕事の都合もあ
るそうだし、それから、給与の問題では、私、
外務委員会に行っているうちにいろいろな問題
点とはとどくされているというのを聞きまし
たので、給与の関係ではただ一つ、寒冷地手
当の点についてだけお尋ねをしてみたいです。

人事院の勧告が行われました直後のこの委員会
におきましてこの問題を私取り上げて人事院総裁
といろいろお話し合いをしたわけでありましたが、
前回の委員会では、今度の勧告の際までには寒冷
地手当の問題については調整がでなかったの
で、勧告の中に入らなかったというお答えであ
り、今後でも問題がまたまればいつでも勧告を
する構えで参ります、こういう御答弁をいただ
いて今日まで至っているわけでありましたが、今日
までの段階でその処理について前進ないし変化が
あったかどうか。これは総裁から伺います。

○藤井(貞)政府委員 寒冷地手当の問題につきま
しては、この間の当委員会でも申し上げたとおり
でございます。いま安井委員から御指摘になった
内容と同じでございます。

実のところを申し上げますと、人事院といたしまし
ては、大分問題が積み重なっておりますし、でき
るだけ早くこれらについての解決のめどを立てた
いということ、でき得るならばこの前の夏の勧
告の際にあわせてということと努力をしたわけ
でございます。しかしながらこの点につきましては、
何分従来のいきさつ、経過等がございまして、や
はり関係者の十分の御納得といえますか、そうい
うものを得てまいる必要があるというふうな観点
で慎重に進めてまいりましたが、最後の詰めの段
階でなお解決が見られなかったという面がござい
ましたので、遺憾ながら、この前の夏の勧告の際
には間に合わなかったということでございます。
しかし、基本姿勢といたしましては、できるだ

け早くこの問題の解決を図りたいということで努
力を続けてまいっております。何分にもしかし、
それ以来ずっと勧告の作業もあり、また説明会そ
の他のいろいろな行事が重なってきております。そ
ういうようなこともございまして、この面につ
いての目立った動きというものはあれ以来、現在の
ところまではまだございません。しかし問題点と
しては大体整理されてわかっておるわけですか
ら、今度の諸法案が国会でもって御審議の上、決
定をするということに相なりました晩におきまし
ては、引き続きこの問題とひとつ精力的に取り
組んで、詰めを急いでまいりたい、かように考え
ております。

○安井委員 残った問題はいわゆる定額、定率等
の支給方法の改善の問題が一つと、それから退職
者等に対する制度改正の問題、これが二つ目、そ
れから三つ目は支給地区区分の問題、こうあるわけ
であります。ぜひ関係者の意見も聞いて調整を
行い、できたらずい勧告をする、こういうことを
今度も要請しておきます。

そして総理府の方も、勧告が行われれば、これ
だけ切り離してでも一番近い国会に法案を提出す
る、こういう運びをお約束願いたいと思ひます。

○藤井(貞)政府委員 いま申し上げましたとお
り、問題点というものは大体集約されてきておる
わけでございます。したがって、これの最終
的な調整をひとつ今後精力的に推し進めまして、
できるだけ早い機会に、成案がまたまれば勧告を
するということになしたいと思っております。

○稲村国務大臣 寒冷地手当問題であります。こ
れは各地区からいろいろな御要請がございま
す。いま人事院の方で調整中でございますので、
人事院の勧告がございしますならば直ちに実施を
してまいりたい、こういうふうに思っております。

○安井委員 総務長官、しばらくの間結構です。
それでは今度は、防衛庁長官の方に移ります。
いろいろ問題があるわけでありますが、そのう
ち、この間、在外公館に警備官を送る、その中
に防衛庁の方から自衛官を含めるといふことにつ

ての言明が委員会であつたようでありますが、そ
の中身についてちょっとお話し願いたいと思ひま
す。

○渡邊(伊)政府委員 お答えいたします。
先般、外務省の方から私どもの方に御依頼がご
ざいまして、在外公館に、現在も警備官というも
のは配置されているようでございますけれども、
さらにこれを強化したい、ついでには防衛庁の方
から協力をお願いしたい、こういう御依頼がござ
いました。私どもの承知しているところでは、在
外公館長の指示に従つて現地雇用の警備員を指
揮する専門知識あるいは経験を有する者を補充す
るためをお願いしたいということでございます。

選考いたしました。現在考えておりますのは、全
部で二十五名外務省の方に outward させたいとい
うことを考えておるところでございます。

○安井委員 それは現職の自衛官ですか。
○渡邊(伊)政府委員 先生御承知のように、現在
防衛駐在官というものがございまして、これは現
職の自衛官から外務省の方に outward して、一
たん自衛官を免ぜられまして外務事務官に任命
し、あわせて自衛官を兼務するという形で防衛駐
在官が派遣されておりますが、この在外公館の警
備官というものは、外務省に outward させまして、
外務事務官に任命をいたしまして、自衛官の身分
を失ったまま在外に派遣されるという性質のもの
でございます。

○安井委員 自衛官の階級で言えばどういうよう
な程度の人ですか。
○渡邊(伊)政府委員 現在一尉ないし三佐を考
えております。

○安井委員 外務事務官ということに一応なれ
ば、防衛庁設置法だとか自衛隊法の適用はないと
いうことになるわけですか。
それからまた、定員の問題はどういうことにな
るのですか。

○渡邊(伊)政府委員 当然のことながら防衛庁設
置法ないし自衛隊法の適用はございません。
それから、定員はすべて外務省の定員で措置さ
れることでございます。

○安井委員 警備官の業務であります。警察の
方から防衛庁の方からと両方から同じ数が行く
というふうな聞いているわけですが、警備官とい
うのと防衛駐在官の立場で行っている人とは、
どう違うわけですか。

○渡邊(伊)政府委員 防衛駐在官の方は、これ
も言うまでもなく在外公館長の指示、監督を受ける
わけでございます。外務省職員として行動する
わけですが、主として外務省の職務のうち防衛情
報収集というような業務に従事するということ
でございます。警備官の方は、私どもが聞いてお
りますのは、在外公館の警備体制等の企画立案、
それから現地雇用の警備員の指揮監督、その他任
国の治安関係行政機関との連絡調整というものが
主たるものであるというふうな承知をいたしてお
ります。

○安井委員 そうすると、これは一応武官から文
官にその間変わるというわけですね。
それからまた、そういう人々を配置する在
外公館はどこどこなのか、それも伺います。

○渡邊(伊)政府委員 在外公館の場所は、事柄の
性質上公表を差し控えたいという外務省の御意向
がございしますので、答弁は差し控えていただ
きたいと思ひます。

それから、ただいま先生おっしゃいましたよう
に、武官と申しますか自衛官から文官になるわけ
でございます。これは outward でございます。
—— outward という言葉は慣用的に使われていま
す。一応帰るといふことを前提にした形ですけれ
ども、 outward というもので大体そのまゝ向うに行
つてしまふということも人事上ございします。今回
のものもそのまゝ向うに居つく者もあるだろうし、
あるいは再び帰ってくることを希望する者もある
だろうと思ひますけれども、その辺はまだよくわ
かっておりません。

○安井委員 私たち、海外派兵反対、これは国会

も反対の決議をしているわけですが、こういうようなことでどんな在外公館の警備官とか何とかという名目で向こうへ送ることで、これが海外派兵だとは私は言いませんけれども、しかし何かその拡大というようになことで擬装されていくのではないかと、あるいはそういう道がずっとならされていくのではないかと、心配もするわけでありす。そういうことはないので、うね、大臣、どうですか。

○金丸国務大臣 そういふことはあり得ないと思ひますし、また、銃を持って出かけるのではない、文官として出ていくということです。それから、そういう間違ひは絶対ないとは私は信じております。

○安井委員 次に、いわゆる有事立法の問題で、いふん議論があるわけですが、けさの新聞では大平幹事長が、昨日の発言で、防衛論議はもっと広い視野に立つて展開するべきであり、いまの自衛隊法で十分有事の対応ができると思う、騒ぐ必要がないという言ひ方をされているようでありす。どうも総裁選挙が近づいてきているだけにいろいろな発言が大きく扱われているというきらいもありす。与党の幹事長の発言でありす。防衛庁としてどう受けとめておられますか。

○金丸国務大臣 私は、防衛問題を総裁選挙に利用するといふようなことはあつてはならないと思ひますし、またそんな考え方で大平さんが発言をしておるとは私も考えませんが、大平さんの考え方も一つの考え方だと思ひます。

私は、自衛隊法というものは非常によくできていると思ひます。そういうことでありますが、有事を仮定して自衛隊というものがあつて、有事に処してどうするかという問題で頭の冷靜なときにそういう問題を研究するといふことは必要だ、有事立法と云う言ひから、すぐこれを立法に結びつけるけれども、有事の際の研究をして、もし必要があるというならば立法をするといふこととだけれども、その立法については、研究したものをいわゆる中間報告もいたします。ひた隠しもしません。またそれが当然シビリアンコントロールだと思ひます。政治優先といふ立場から、そういうような立法で理解していただくことが、いわゆる防衛の基本だろう、私はこういうような考え方を持っておるわけでありす。

○安井委員 全く海の物とも山の物ともつかない有事立法がひとり歩きをしていると長官よく言われるわけでありす。しかし、とにかく幽霊みたい歩いていく以上私たちは気になると、国民も不安な気持ちで問題をながめているといふ段階ではないかと思ひます。そういうような意味で、まず有事といふのは一体いまの段階でいかなる状態を有事といふふうに押さえているのか。

○金丸国務大臣 ただいま防衛庁で実施いたしております防衛に対する研究といふ問題につきましては、七十六条発動が下されたその時点で有事といふことである。それから有事だ、こう私は考へております。

○安井委員 そうすると、武力攻撃のある場合であつて、そのおそれのある場合、それは含まれないわけですか。

○伊藤(主)政府委員 御承知のように防衛出動といふのは、おそれのある場合を含んで出動が下令されるわけでありす。七十六条に規定されております防衛出動が下令された以後といふうに私も考へておるわけでありす。

○安井委員 七十七条の待機命令の段階では、これはいわゆるいま研究している対象には入らない、その理解していいですか。

○伊藤(主)政府委員 これは先ほど大臣からも御説明いたしましたように、有事の概念の中には入りません。しかし、その時期はこの防衛出動と関係の深い時期でございます。したがつて、そういうものとこの有事に至るまでの過程との関連等についても研究したいと考へておるわけでありす。

○安井委員 そうしますと、研究の段階でいろいろな規制措置とか何とか出てくるものも、七十七条から適用されるような法律も考へていく、その

ういふことですか。

○伊藤(主)政府委員 これはまだそこまで研究が行つておりませんので、いま的確にお答えできる段階にはございません。しかしながら、この有事の際に自衛隊が有効に活動できるような範囲で、その待機命令の分野についても研究はしてみたいと思つておるわけでありす。

○安井委員 そうすると、長官がさつき防衛出動といふことでさつきとおつたけれども、実際の研究はもっと前の段階から、かなり幅の広い段階からの問題点を研究している、そういうふうなにお答えは受け取られるわけですが、それいいのですか。

○伊藤(主)政府委員 私どもは、幅の広いといふうには考へていないわけでありす。

したがつて、実はまだ検討に入つておりませんので、具体的にいふことはなかなか申し上げられないわけでありす。けれども、私の頭の中であつたう点は研究しなければならぬと思ひます。これは七十六条で防衛出動が下令されてから招集されるということになっておりますけれども、たとえばその待機命令の時点で招集が可能になりますと、編成その他の準備を整つて防衛出動が下令された時点で有効に運用できるのではないかなといふ感じはいたしますけれども、その点につきましても、今後の研究の課題でございます。

○安井委員 その研究をこれからやるのですから、先走つてどういふ言ひわけにはいかぬでしようけれども、何か非常事態に対する特別措置法案といふようなもので問題点を一括した、そういうようなものでまとめ上げようといふ考へなすか。それとも一つ一つの法律に問題があるとするば、その法律をいじろうといふことなすか。どうですか。

○伊藤(主)政府委員 まだ検討いたしておりますので、何ともお答えできませんけれども、私どもは、七十六条で行動するに当たつても現在の自衛隊法で一応の規定があるといふうに判断した

しております。しかしながら、たとえば通信施設の優先使用なども、すでに自衛隊法の中で決められているわけでありす。これは御承知のうに、昭和二十二年にできました災害救助法の中の条項を適用しているようでありす。

ただ、自衛隊法は二十九年にできまして、その後いろいろな法律もできておりますので、その中の適用除外の問題あるいは特例の問題、そういったものをまず検討いたしてみたいと思ひます。現実には私もいままでもやりましたのは、たとえば道路交通法とかあるいは海上衝突予防法とかあるいは航空法などといふようなものの各条項について、これから研究したいといふうに考へておるわけでありす。

○安井委員 研究の結果がどうなるかといふことをいま聞いていただきたいと思います。それはあつた問題にいたしますが、憲法の範囲内で研究するといふことを政府はしばしば言われるわけでありす。といふことになると、戒厳令だとか徴兵制のようなものは考へられないといふこと、言論の統制等の措置も考へないといふうに考へておるのかといふことになるわけでありす。八月の十七日でしたか、いわゆる八項目といふことを参議院で申しやうといふわけでありす。その後何か取り消されたようなふうにも聞いておりますが、憲法の範囲内で研究はする——もうすでに一年間してきているわけでありす。しかし、一体何をやっているのかといふことが、一たん八項目などといふようなものが新聞に書かれて、それが何か消えちやうたやうなことで、それでもなお研究している。わかつておるのには憲法の範囲内だといふことだけ、一体何だろうといふ、不安感を国民は持っているわけでありす。研究の対象は何なのかといふことをもう一度改めてこの際お聞かせをいただきたい。

○伊藤(主)政府委員 まず、この一年間何をしていたのか、そしてまた、何をしようとするのかといふことについて、確かに私どもは、遅々と

して進まなかったという反省もございします。それから、過去一年間は主として法制の担当者が、いわゆる法律知識のもとに思いつくようなものを総ざらいして、たとえばこんなものがあるのかなというところで項目だけ洗い出したというようなのが実情でございます。

そこで、八項目につきましては、そういった法制の専門家であります担当者が集まった中で、大体この項目から見ると、こういうような形で研究を進めるのがいいのかなという考えを持ったようでございますが、このことは実際問題として防衛庁として決めたわけではございません。そこで、いろいろ道路交通法あるいは海上衝突予防法といった既存の法律と、自衛隊が有事に行動する場合とのすり合わせというのをやってきております段階におきまして、現在自衛隊法で定められておりますいわゆる有事の際の行動あるいは権限との関係を研究するに当たりまして、どうしても自衛隊の運用、部隊の運用というものを中心に考えなければならぬというようなことでございまして、いわゆる防衛研究というものの進展、進みぐあい、そういうものとすり合わせながら、本日に自衛隊が有事に行動するに当たって、現在決められている自衛隊法の中の条項の中にどういふ問題があるのだろうかというところを研究しなければならぬというふうに考えているわけでございます。実は実体を伴った分類ではなかったという反省もあるわけでございます。

したがって、あの八項目という言葉自体でもうすでに研究の対象がはっきり決まったというものではございませんで、これから研究をしていく過程において、あるいは八項目になるか、あるいは五項目になるか、その辺のところは将来めどをつけてまいらねばならないと考えておりますが、いずれにいたしましても、大臣がしばしば御答弁申し上げておられますように、その過程におきまして、また国会でも御審議いただくという御報告し、また国会でも御審議いただくというふうな形をとってまいりたいというふうに考えて

いるわけでございます。

○安井委員　そうすると、あの八項目というものは一応消えてしまつて、別な何項目とかという立て方はしないで今後の作業を進めていく、そう受け取っていいわけですか。

○伊藤（主）政府委員　もともと八項目というのは決めたとか決めたないとかいうものではございませんで、先ほど御説明いたしましたように、いわゆる法制の担当者が思いつくままに項目をまとめた、それを分類するところになるのか、内容の分類ではないわけではございまして、内容を伴つた分類ではないわけではございまして、したがって、今後の研究の過程におきましてそれぞれの法律を研究し、あるいはまた自衛隊の行動を研究していく過程においてそういった分類というのものは可能になるのではないかとこのことでございします。

○安井委員　まだ問題はありますが、これも後にします。

きょう法制局長官においでをいただいたいて、何か足が悪いのだそうで、お越しいただいて済みません。

十月七日の予算委員会での御発言がありまして、言論の統制と有事立法との関係について、最高裁で判決もたくさんあり、公選法にも文書活動の制限を規定している、一般論で言えば、憲法上絶対に言論制限ができないとは考えていない、言論の制限によって克服されなければならない事態の重大さとの均衡を考えなければならぬという御発言のように新聞は伝えておりますが、この際、正確にもう一度お話しただきたいと思ひます。

○真田政府委員　申し上げるまでもないことでございしますけれども、有事の際に、どういふ表現の自由に対する制約をするかとか、しなさいとかというふうなことは、これは実態判断を伴う、実態判断を前提とする政策問題でございしますから、私の方からこうしなさい、あしなさいということをお願いする立場ではもちろんございしません。

先般の当院における予算委員会での私の発言は、某委員の方が憲法に定める基本的人権、特に表現の自由の保障については、いかなる場合でも制約はできないんだ、その制約をすれば、それは憲法違反になる、したがってその研究をすること自体も憲法違反になるというふうにとられるような御発言がございましたので、それで、現実にそういう制約の立法をするかしないかということとは無関係に、ただ法制上の考え方としては、憲法の解釈上そういうことではないのであつて、表現の自由といえども公共の福祉のために必要な場合には、合理的な限度において制約を加えるという

ことは、これはそのときも申し上げましたが、類例の最高裁判所の判例もあり、またそういうことを内容とする実定法も数々ありますという御説明をいたしまして、幾つかの実例を御紹介したわけでございます。その考え方はいまでも変わっておりません。

○安井委員　法律論として、有事の場合、言論の自由を制限したり、報道の自由を制限することは法律論としてはできる、そういうことですね。

○真田政府委員　法律論といたしましては、絶対制約になじまないというものではないということとを申し上げたいわけではございまして、憲法上、制約する法律をつくることのできるからと言って、もちろんやたらに基本的人権の制約が許されるものではないわけではございません。それは、先ほどもお読みになりましたように、そういう制約を加えることによって克服しなければならぬ事態の重大さとの関係において、合理的な範囲で制約を加えることは憲法が禁止しているところではない、こういうふうにお聞き願ひいたします。

○安井委員　私は、その法律論そのものにも若干疑問があるわけなんです。これも後で申し上げますけれども、そういうことになると、機密保護法の問題が、これも予算委員会でも議論をされたようでありまして、防衛庁の方は、つくらぬとこう言う。それから総理の方は、いまずぐとこう言わぬが、将来は一般人の処罰をも含んだ機密保護法

の必要があるかもしれないというふうな意味の発言が総理からある、こういうことなんです。いまの長官のお話によれば、機密保護法というものもかなりな制限を含んだ、つまり基本的な人権なり、言論やその他の制限を含んだ機密保護法も違憲だとは言えない場合がある、そういうふうになるわけですが、それでいいのですか。

○真田政府委員　先ほども申しましたように、その制約を加えることによって克服する必要がある事態の重大さ、つまり制約をすることによって保護しなければならぬ公益、それとの比較において合理的な範囲でなければならぬというのが一般論でございします。また防衛庁の方でどういふ研究をなさるか、研究の結果ももちろん出てくるわけではございせんので、いまこの場で、どの程度のことならよろしいんだというふうなことを的確に申し上げるような材料も何にも私、持ち合わせておりません。

ただ、参議院の予算委員会でも某委員の方が、そういう軍機保護法あるいは機密保護法のような研究をすれば、それは結果においてそういう秘密の探知、収集、漏洩、その未遂、予備、陰謀まで全部ワンセットに処罰の対象になるというふうな結果に結びつくじゃないかというふうにおっしゃったものであります。それは問題なのであつて、それはやはり立法を必要とする際の中身の問題で、その中身をよく、先ほど申しましたような制約を加えることによって保護しなければならぬ公益との関連において、合理的な範囲でなければならぬ、こういう意味でございします。

○安井委員　総理の発言の中には、これは総理が言うわけですね、機密保護法を将来つくるとして、あるいは必要でしようというところまで言われて、そして、ただ憲法を外れることはできません、違憲のものは、これはもう当然でございまして、長官の先ほど来のお話の様子から言えば、違憲か違憲でないか、とりわけ言論とか報道の自由というものについてはかなり広げて、総理

は、機密保護法はつくりますよ、憲法の範囲です
よということをおっしゃるわけですね。しかし、そ
の後同時に長官の方が、いや、かなりのところま
でいけますよ、憲法違反でない形でいけますよと
いうふうに、二つのあれが結び合わされて、オー
ペラアップされて私の頭に映ってくるわけです。
その点、これは総理がいなくて長官だけに何う
わけですから、純粋な法律論だけになりますけれ
ども、その法理論の問題から、後で申し上げます
が、余り間口を広げる可能性があるようなおっ
しゃり方をされていると、この際、誤解があるよ
うな気がするわけです。もう少しお話を慎んでい
ただいた方が私はいいように思うのですが、どう
ですか。

○真田政府委員 純粋に憲法解釈として申し上げ
れば、先ほど来御説明しているような表現しか実
はできないわけで、ただ、先ほど申し上げておき
ますように、やたらに基本的人権を制約するなどと
いうことが現憲法上許されるはずはございません。私
は、純粋の法理論を申し上げているのであって、
やたらにあるいは、かなり広い範囲で言論の制限
ができるというような形で、そういう方向で物事
を考え、あるいは御説明した覚えは毛頭ございま
せん。何度でも申し上げますように、合理的な限度
内において、しかも制約を加えることによって保
護しなければならぬ公益との兼ね合いで合理的
な範囲でなければいけないことは再々申し
上げております。

○安井委員 基本的人権や国民の非常に大事な権
利、それを制限する場合も公共の福祉という言葉
で憲法は四つの条件を置いているわけですね。公
共の福祉という言葉が四カ所使われていますね。で
すから、公共の福祉というものを一つの逃げ場
にして、権利制限をどんどんやってきているとい
うようなことが今日までの最高裁判例等に私ども
の目から見てあらわれてきているような気がする
し、国民一人一人の権利主張があると、何か公共
の福祉という逃げ場、すいと、これは憲法違反
じゃない、こうなるわけですよ。だから、長官の

お考えの中に、どうも公共の福祉という言葉の理
解が非常に弾力的で、最高裁は私どももそんな
感じがするのですけれども、それと同じようなこ
とで、もう少し公共の福祉というものはきちっと
した概念としてつかむ必要があるんじゃないかと
思うのですが、その点どうですか。

○真田政府委員 たいがいおっしゃいましたよう
に、いまの憲法の条文では、公共の福祉という言
葉が十二条と十三条に出てまいります。つまり基
本的人権といえども公共の福祉のために使いな
い、あるいは公共の福祉の範囲内において国政上
最大の尊重をしないといことが十二条、十三
条に書いてございます。これはおよそ基本的人権
一般について当てはまる憲法の規定だろうと思
います。そのほかに、第二十二條、職業選択の自由
ですが、そのところに公共の福祉の範囲内にお
いてということが書いてございます。それから、
二十九條の第二項、財産権の内容ですが、そこ
にも公共の福祉に適合するように法律で財産権の
内容は定めなさいということが書いてございま
す。こういうものもその規定の解釈といえしま
し、基本的人権のうちでもそういう経済的な生活
についての、あるいは経済的な生活にかわり合
いのある人権と、心理作用といいますが、そうい
う精神生活にかわり合いのある基本的人権との
間では、公共の福祉との兼ね合いで制約ができる
範囲についてはおのずから差はあるだろうとい
う考えも私たちは持っております。

○安井委員 先ほど来の、言論の制限も違憲では
ない場合もあるというのは、公共の福祉を考
えることなのですね。

○真田政府委員 公共の福祉との兼ね合いで、場
合によっては制約を加えても違憲ではない、憲法
が許容している範囲内のももあり得る、こうい
うわけでございます。

○安井委員 きょうはもうしり切れトンボになり
ますから次に譲りますが、公共の福祉の見方につ
いて憲法学者でもいろいろ意見があるわけだ
ね。とりわけ抽象的、包括的な概念でしかないも

のですから、いろいろな見方が出てくるというこ
とではないかと思ひます。いろいろ調べてみると
学説がたぐさんあるものでびっくりするわけだ
が、そういう中でも、国民の基本的な権利や自由
を否定するための公権的な発動を正当化するため
の公共の福祉という言葉の見方、これは問題だ
という指摘がかなりあるようですね。ですから、一
つの国家権力の発動をしていくところの政治原理
として公共の福祉をあげつらうこともおかしい、
こういう言い方をする人もあるようであります。
あるいはまた、いまの日本国憲法というのは戦争
を否定しているわけですね。軍備も否定していま
す。そういう中において、公共の福祉という内容に
戦争とか軍備は入らないと理解すべきだとい
い方をしている学者もいるようです。

ですから、なるほど、最高裁の判定はかなり広
く公共の福祉を解釈しているようだし、また、い
ろいろな事件が何でもかんでも公共の福祉とい
うので訴訟を上げてきているということにも原因が
あるかと思ひますが、いまのような機密保護法と
かなんとかが問題になっている段階であるだけ
に、この問題についてもう少し真剣な討議を私た
ちはしていく必要があるのではないかと。法制局の
方でも、この間も国会でその御発言があつた
に、きょうここで結論をすぐ出して
かなければならぬというわけじゃありませんけ
れども、この問題について私たちの考え方もも
と聞いてほしいし、また問題を掘り下げた討議が
必要ではないかと私は思ひます。

きょうは一応、問題提起だけしておきます。も
し御発言があつたら……。

○真田政府委員 表現の自由を制約する場合の一
方の公益、法益としての公共の福祉を考える場合
に非常に慎重の上にも慎重でなければならぬとい
う先生の御考え方には、私は同感でございます。

○安井委員 総務長官の出席の関係があるようで
すから、もうちょっと続けます。座ってください。
防衛二法の改正の問題であります。この前
の委員会での私の質問に対して、あれは官房長でし

たか、次の通常国会に防衛二法の改正案をま
れば出す、とりわけ定員の問題にめどがつけば出
すこともあり得るという御答弁があつたのをいま
思い出してわけですが、どうなんですか。

○伊藤(主)政府委員 たいがい、私も大蔵省
に対して概算要求をいたしております。その中で、
海上自衛官、航空自衛官の増員の要求をいたして
おります。これが、いわゆる予算の政府原案の中
にその増員が認められることになりますと、防衛
庁設置法の改正というものをお願いしなければ
ならないと考えております。

○安井委員 そうすると、その予算がもし認めら
れるような状況になれば、この間は防衛庁の機構
改革やその他を含めた問題も提案をする、そう
いうふうな御答弁だったので。その点はどうで
すか。

○伊藤(主)政府委員 機構改革といひましても、
私もはいわゆる防衛庁の中央の機構の問題、あ
るいは統幕の権限の問題、そういうものを研究
いたしておりますけれども、それは今回の、来
年度の法律改正にはとても間に合わないといふ
に考えております。

ただ、その機構の問題といひましても、これも
増員の関係で要求をいたしておりますけれども、
たとえば海上自衛隊あるいは航空自衛隊の中
で、海上自衛隊の潜水艦隊というものが現在二
つございまして、これは潜水艦の部隊の編成でござ
います。その編成をいわゆるその戦術思想を統一
するといふような考え方から潜水艦隊という一つの
組織にしたいといふようなことも考えておりま
す。

それからまた、航空自衛隊におきましては、現
在補給統制処というのがございまして、それぞ
れの補給処に対する統制を行っているわけござ
います。その補給統制処に補給部門のいわゆる監督
権といひますか管理権、そういうものを持たせ
ることによりまして、補給統制本部というふう
にして、各補給処を指揮統制させる方が効果的な補給
態勢が整うのではないかと、そのこと

につきまして予算上定員その他が認められました。際には、自衛隊法の改正という形でお願いしなければならぬかと考えているわけでございます。

○安井委員　そういたしますと、予算の交渉の成り行き次第だ、それによって定員の問題とそれから海上と航空の二つの編成がえの問題が出てくる、そういうことで、それ以外のたとえば有事立法の研究とか何かいろいろされているような問題の一部があらわれてくるというようなことはありませんか。

○伊藤(主)政府委員　それは研究の進みぐあいから見て全くございません。ただ、私、いま一つ申し忘れましたけれども、やはり自衛隊法の関係でございまして、予備自衛官の増員というのを予算で要求いたしておりますが、これが予算で認められますと、その増員六千数百人でございますが、その関係が出てまいると考えております。

○安井委員　先ほど防衛局長は、防衛研究の作業結果を前提としてということを書かれたし、防衛庁の見解の中にもそのことを書いてあります。その防衛研究の作業結果というその作業はどのようなふうに進んでいるのか、それを伺います。

○伊藤(主)政府委員　実は、その防衛研究と有事法制の研究というものは非常にかかり合っている持たせて始めたというわけのものではないかと考えています。御承知のように、有事法制の研究は昨年の八月、三原長官の指示のもとに始めたわけでございます。ことしの八月から防衛研究を始めたのは、自衛隊の勢力というものが四次防までは非常に質量ともにふえてまいって来た時期でございます。一昨年防衛計画の大綱をお決めいただきました。自衛隊の規模というものが一応現在のような状況のもとにおいては、一つの規模というものが政府によって定められたわけでございます。

それから一方におきまして、ミグ事件の反省等からいたしまして、中央指揮機構というものが重要であるということで、これは一昨年来研究を始めております。私どもいたしましては、現時点におきまして目標といたしまして、五十七年度から

運用ができるというようなテンポで研究を進め、その指揮組織を建設したいと考えているわけでございます。

そういう観点からいたしますと、従来、陸海空それぞれの自衛隊が現在の兵力で、勢力で、いま攻撃があった場合にはどのような運用をするかというのの研究はいたしておたわけでございまして、そういう観点からいたしますと、中央組織の完成に伴いましていわれるその統合運用といひますか、陸海空の統合運用の面を重視しなければなりませんし、また、現在の勢力で最も効果的に対応するにはどうすればいいかということも研究したいというふうな考えで始めたものでござい

ます。

ところが、御承知のように、有事法制の研究というものは関連があるかと思われるような法制担当者の知識で研究を始めておたわけでございまして、自衛隊の有事における行動を確保するという観点からいたしますと、どうしてもその運用研究とのすり合わせというものが必要になってまいります。したがって、防衛研究が前提というわけではございませぬけれども、その関連におきまして、現在の自衛隊法で決まっております有事の行動に問題があるのかないのかということについては、研究しなければならぬというふうな考えでいるわけでございます。

○安井委員　そうしますと、防衛研究の方は、一応のめどがつかのはいつごろに置いているわけですか。

○伊藤(主)政府委員　ことしの八月から始めまして、一応二年というもので研究をまといたいというふうな考えております。

○安井委員　そうすると、それが前提で有事立法ということになると、いわゆる有事立法というのは、みんなの目の前にあらわれてくるようなのは二年後ということですか。その防衛研究が前提だというふうな言われておるわけですかね。そうですか。

○伊藤(主)政府委員　これは昨年から有事法制の研究というものを始めましたけれども、意外に緻密な作業というものが要求されるようでございまして、したがって、実際問題といたしまして、この一年間かかってやったというのには、先ほど御説明しましたように、たとえば道路交通法とか海上衝突予防法とかいったような範囲しかできなかったわけでございまして、必ずしもその前提というところではございませぬけれども、有事法制の研究というものはもつと長い期間がかかるだろうと私どもは予想しているわけでござい

ます。

○安井委員　そうしますと、有事法制なるものは、そう一年や二年や三年や四年やそこらでは問題化するものではない、かなり遠い将来だ、機密保護法なるものはまたそれよりも後だ、そういうふうな理解でいいのですか。

○金丸国務大臣　私は、有事法制の研究、先ほど来から申し上げておりますように、その研究の間報告もいたします。ごういうことでありますし、また慎重にこれは対処すべきだということ、いま安井先生がおっしゃっておるように、一年あるいは二年ででき上がるというのではないと私は考えております。

しかし、一遍に十も二十もつくるといふことでなくて、研究するといふことは、一つのテーマがある程度の成果が上がって研究の結果が出てくれば、途中でそういうものも報告する。だから、一遍に幾つか出すといふことではなくて、一つ一つこへ出して、そしてそういう問題が、いやそんなものは必要じゃないということであれば却下されるわけですから、亡霊が飛び交っているというふうな状況が今日の状況ではないか、こう私は考えておるわけでござい

ます。

○安井委員　これで終わりますが、私はいままでいろいろお聞きいたしましたけれども、有事立法を早く出しなさいとか、防衛研究をうんとやりなさいとか言う立場はございませぬ。外務委員会が総理は、何かよからぬ国が急に攻撃をしてきたら、それは断固はねつけなければならぬ、そのために有事立法が必要だというふうなおっしゃ

り方をしてる点において、私は非常におかしいと思うわけですよ。有事立法などという法律が一つできたら、その法律で敵を追い返すということが出来るのですか。法律というのは大変な力があるものだなあと、さっき総理の話を聞いたら、それで戦争がどうだなんてものじゃなしに、法律がもしもあわててそんなものをつくるということになると、法律だけじゃだめなんで、やはり軍備をふやさなければいけないという発想が続いて出てくる。大幅な軍備拡大。有事のための法律ができて軍備が拡大できたなら、もう後は戦争するだけです。そういうことで過去の日本の歴史もそうだし、世界の歴史はそう進んできているわけですよ。ですから私は、やはりいまの段階で国民に不安を与えるような、そういうような物の考え方研究はやめていただきたい。そうでない、まさに戦争準備のための作業をいまやっているんだという、そういう気持ちを国民に与えてしまっているのではない、そう思うわけです。

たくさん問題がありますが、これはまた後日に譲ります。これで終わります。

○始開委員長　上田卓三君。

○上田委員　きょうは給与の改正についての委員会でございますが、特に防衛庁、施設庁の方も見えてございまして、関連いたしまして、大臣からお答えをいただきたい、このように思うわけであります。

【委員長退席、高島委員長代理着席】

金丸長官は、昨日のテレビ討論会で、シベリアンコントロール、いわゆる文民統制とは政治優先、また国会優先である、こういうふうに力説をされておたわけであります。また一昨十四日の新聞は、防衛庁のいわゆる「国民生活に基づく所要輸入量に関する研究」について報道をしております。それによりまして、有事には御飯は朝夕一杯弱で日本列島は餓饉列島になり、子供たちはやせ衰え、すべての輸入食糧がとれた場合、一九七二年に百四十一センチであった男子十一歳の身

長が第二次大戦直後の百三十センチに縮まる、こういうようなことでありまして、要するに有事は国民生活に致命的影響を与えるのであり、日本経済が本当に要求するものはすべての周辺諸国との善隣友好である、こういうふうに述べておるわけでありまして。

いわゆる国際緊張の緩和が非常に大事であります、政治の任務というものは有事を避けることである。そういうことから防衛政策の問題は、政治、経済、外交をも含めた総合的立場から、特に広く全体を見渡す方向で検討されなければならぬ、それが真の文民統制である、こういうことであります。栗栖発言をとりえて福田首相が、奇襲対象と有事立法の検討を指示するということが自衛隊、制敵組への屈服であり、文民統制を危うくするのではないかと、こういうふうにわれわれは考えるわけでありまして、その点についての長官のお考え方というものを述べていただきたい、このように思います。

○金丸国務大臣 私は、防衛という問題は、日本の平和憲法を踏まえてみましても、侵さず侵されずということが、今日の日本の専守防衛の精神だろうと考えておるわけでありまして。そういうことです、いまお話がありましたように、日本はあらゆる努力をして戦前の日本のようなことにしないという、外交もあるでしょう、あるいは経済協力もあるでしょう、そういうようなことをして、日本が戦い、あるいは日本が侵されることのないような万般の対策を講ずることは、まずやらねばならぬ基本だと私は考えております。

そういう中で、仮に日本を侵すものがあるときはどうするんだ、有事があるときはどうするんだ、その過程の中で自衛隊というものがあろうというところでありまして。そういうことであるならば、私は、自衛隊はいろいろ食糧の問題、安全保障の問題等万般について研究する——私は研究する必要があると思うのですよ。もしそうだったときは日本人の食生活はどうなる、あるいはたん白源はどうなる、そういうようなことも十二分に研究して、だ

から、戦いをやるようなことを、日本に攻めてこられるようなことをしないように、日本が侵されることのないようなあらゆる対策を講ずるといことが当然だと私は思うわけでありまして。

私は、奇襲の問題につきましても、奇襲は絶対ないようにはしなければならぬ、ないようにすることが政治だと言っておるのですが、奇襲というものは、リーダー綱、また科学の進歩、発達している現在、じゃそれで現実のきょう日本はどうかというお話がありますが、きょうの日本の周辺の状況は、いわゆる日本が侵されるような状況ではない。そういう均衡のとれた状況の中で、あらゆる設備、施設をすれば、絶対奇襲というものはあり得ないという考え方。また、その奇襲という問題の中に、一つの何か立法をするということになれば、実際は文民統制というものはどうなる、シビリアンコントロールはどうなるというところを考えたみれば、これは絶対譲つてはいけなないけれども、万が一——いわゆる制敵が奇襲というものであるかもしれないという考え方をしておるわけでありまして、私は絶対ないと思ふけれども、それでは万が一あるというのであれば、その研究はしてみるのがいいであろう、こういうことでございます。

○上田委員 長官は討論会の中でも、栗栖氏の奇襲対処の際のいわゆる超法規的行動について、これはまさに法を侵し、憲法を侵すもので辞任してもらつた、このように答えておられるわけでありまして、この超法規的行動を強く退けておられるわけでありまして。

奇襲は確かに、今月の七日の参議院の予算委員会の論議のように、二種類に分かれるのではない。一つは、栗栖氏の指摘によるような、いわゆる平和時に突然奇襲攻撃がかけられるケース、それからもう一つは、国際的緊張が高まり、そうした情勢に伴つて奇襲が起るケース、この二つが予想されるわけでありまして、前者については、栗栖氏が言うように、抽象的あるいは観念的には、自衛隊法の七十六条による防衛出動命令が数時間おくれることもあろう、こういうふうに考えるわ

けであります。

長官にお聞きいたしますが、万が一の場合という栗栖氏のようなケースも含めて、どのような事態、いかなる種類の奇襲であれ、自衛隊が単独の意思で動くことは文民統制を根底から覆すことになる、このように思ふわけでございますが、長官は、どのような種類の奇襲時にも文民統制の原則を絶対守り抜くということをお国民に約束できるのか、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○金丸国務大臣 私は先ほど来から申し上げておるわけでありまして、奇襲を絶対しないようにすることが政治だ、こう申し上げておりますし、さきの質問者からもそのような問題が出ましたが、先般西ドイツからシュミット首相が見えた、そのとき、ある新聞社の記者が、西ドイツには奇襲というものが考えられるか、奇襲というものは考え得られぬと、こういうのはつきり答弁をいたしましたのであります。私は、そういう点から言ひましても、奇襲というものはあり得ないという考え方がおるわけでありまして、制服のいわゆる専門家が、あるかもしれないと、そのあるかもしれないと、言うのじゃ、あるかないか知らぬが、ひとつ研究してみろ。私は絶対ない、こういう考え方で、先ほども申し上げましたように、総理の権限を一つでも譲ることは文民統制に反する、こういう考え方を私は持つておるわけでありまして。

○上田委員 栗栖氏の言う奇襲のケースに対処するには、やはり法的裏づけを与えるということになれば非常に重大なことになるだろう、こういうふうに思ふわけでありまして。ないならば、いわゆる総理の防衛出動命令と国会の承認以前に自衛隊が行動できるということになるわけでありまして、それから、もともと組織のないいわゆる防衛行動は警察行動と異なり、明確な政治的意思決定を必要とするわけでありまして。これは文民統制の核心でありまして、逆にこうした法的裏づけを準備することは、有事に際して自衛隊の行動が先行し、それに政治が引きずり回される、こういうことになるわけ

あります。

自衛隊の行動が先行し、それに政治が引きずり回されるという、こういう奇襲攻撃に対する対処は、いわゆる法制を準備するかどうかは政治にとつて重大な決断を要する問題ではないか、このように考えるわけでありまして。そういう点で、長官はいかなる種類の奇襲であれ、超法規的行動が許されない以上、部隊に法的裏づけを持った裁量権を絶対に与えてはならない、こういうふうに考えるわけでありまして、長官の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○金丸国務大臣 私は、超法規的行動という問題のとき、蘆溝橋という問題を申し上げたわけでありまして、いわゆる中央政府の命令なくして蘆溝橋の一部隊が指揮官によつて、あの一発の銃声によつて第二次世界大戦が起きたという考え方は持つておるわけでありまして。ですから、いや、それはもういまの日本には、いわゆる海外へ行つてそのようなことをすることはないんじゃないかという反論もあります。しかし、私はそれじゃ、あの函館にソ連のミグ25が飛び込んで来た、これを領空侵犯ということで海上において一発の銃声において墜落させておいたら、それはどうなつた。一発の銃声というものは、一億一千万の運命にかかわつておるといふことは重大な問題であらうと私は持つておるわけでありまして。そういう意味で、前線の部隊の指揮官がいわゆる超法規的行動をとつていい、私はそんなことは許されるものじゃないという考え方は根本にあるわけでありまして。

先ほどから申し上げましたように、いわゆる制服があるかもしれないというのだったら、あるかないか、よくそれを研究してみろ、こういうことでありまして、私の考えは十分御理解いただけたと私は思つております。

○上田委員 政治的に非常に深刻な意味を持つところの奇襲に対する対処、結局、政府の姿勢というものをずっと考えて、あるいは調べてまいりますと、徹頭徹尾無責任ではないか、こういうふうに考えざるを得ないわけでありまして。武装力を掌

握する政府としては、本當にわれわれとしては安心ならない、こういうように断定せざるを得ない、このように思うわけでありませう。

まず第一の見解が丸山事務次官の、まず逃げる、こういう発言であります。さらに伊藤防衛局長の個人の正当防衛あるいは緊急避難、こういう言葉になってあらわれております。それから竹岡官房長の集団の正当防衛論と、二転、三転いたしておるわけでありまして、こうした主張は制服組に一致される、次は刑法三十五条の正当行為論が浮上することになるわけでありませう、こういうように、結局九月二十一日の防衛庁の見解になってきておるわけでありませう。

この見解として、奇襲を避けるのが政治の仕事としながら、部隊行動、法的側面を含めて検討、こういうことは制服組の要求の生き残つたしろものと言つてしまつた、このように思うわけでありまして、将来の検討はともかくといたしまして、現行法のもとで、この防衛出動命令前に、奇襲に對して反撃するのしかしないのか、そういう点について、その理由は一体どこにあるのかということをはひとつ明確にお答えをいただきたい、このように思ひます。

○伊藤(主)政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、自衛隊が国家の正当防衛権に基づいて武力行使するのは、あくまで内閣総理大臣の命令を執つて、七十六条の防衛出動のもとに行つたことは、これはきちんとしてゐるわけでありませう。

そこで、奇襲というのは一体どういふものがあるかといふことにつきましましては、それぞれの方がいろいろのことを考へて言つておられるわけでありませう。したがういふ、実態としてどういふものがあるかといふことを研究いたすわけでありませう、確かに八月の当委員会において御答弁申し上げました、いわゆる個人の正当防衛の要件に該当するやうな行為は許されるだらうという御説明をいたしましたのは、大変誤解を与へた点も

ございましたが、この点はおわびしなければならぬと思つておりますが、たとえば自衛隊員が演習をやつてゐる、訓練をやつてゐるというやうなときに、何か危害を加へられたやうなときに、やはり自衛隊員といへども人間でございますから、生き残る権利がある。そしてまた、自衛隊は部隊行動を本旨としてゐるわけでございますから、自衛隊に与へられてゐる国の防衛、そういうものの任務を果たすためにも、自衛隊としても生き残つていなければならぬという観点から申し上げたわけでありまして、これは七十六条に基づく武力行使とは全く違つて、とつさの判断として、応急措置としてやれるものかどうかといふものであるかといふことでございます、刑法に基づいて何をやるかといふものではないわけでございます。

○上田委員 いわゆる防衛出動下令前には奇襲反撃できないという判断の背景には、軍部独走の可能性を残すよりも、いわゆる奇襲を甘受すること、第二次世界大戦の反省の上に立つて選択したといふ、この法成立当時の思想があるのではないかと、こういうふうに思ふわけでありまして、こうしたこと自体、平和憲法を守つてゐる姿勢の表明であり、対外的には、日本の平和思想を明らかにすること、緊張緩和に貢献してゐるわけでありませう、こういうふうにわれわれは考へてゐるわけでありませう。

今月の四日の日本経済新聞の報道によりますと、防衛庁首脳は、「奇襲を受けた部隊には死んでもらう。死ぬのも仕事だ。その死の上に立つて首相が防衛出動を下令するかどうかを判断する」といふことだ、こういうふうに説明したと書かれておるわけでありませう。ところが一方、陸海空の三幕僚長と民社党との八月二十八日の会談で、三幕僚長は、いわゆる首相の防衛出動下令が間に合わない場合、自動的に対処しなければならぬこともあり得る、このように述べたと言われてゐるわけでありませう。永野幕僚長は九月十四日の記者会見で、制服として、部隊行動として対処できることをはつきりしてもらへば、いわゆる現行法の解釈

でも構わない、こういうふうに言われてゐるやうであります、奇襲対処について、防衛出動下令前に奇襲反撃できないといふことを制服組に徹底させることが必要だ、こういうふうに思ふわけでありませう、そのことは絶対にできるのかどうか、そのことを本當に国民に約束してもらいたい、こういうふうに思ふわけでありませう、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○伊藤(主)政府委員 まず七十六条の防衛出動下令後と同じやうな行動ができないといふことは、非常に徹底して教育されております。現に栗栖発言がありました後、私も制服の方々とお話をいたしておりましたが、いわゆる防衛出動が適時適切に下令できるように情報を上に上げ、そして適切な判断を仰ぐといふのが自衛隊に与へられてゐる最大の任務であるといふことを申してゐるわけでありませう。したがういふ、先ほど大臣も申し上げましたやうに、超法規的な行動をとるといふことはあり得ないと思へてゐるわけでありませう。

○上田委員 防衛庁は、検討の対象を平和なときに突然降つてゐたやうな奇襲に限定した、こういうことでありませう。しかも奇襲の側にいわゆる国家意思のあるものとなつたやうなことがある、こういうことによりまして、特に陸上自衛隊に、沿岸警備を中心とする領域警備の警察権を与へるという法改正をねらつてゐるのではないかと、首相発言との折り合いを圖つてゐる、こういうふうに聞いておるわけでありませう。

伊藤局長にお聞きいたしますが、国家意思に基づき、しかも組織的、計画的でなく、警察力で第一次的に対処できない、いわゆる降つてゐたやうな奇襲などといふものは一体どんなものであるのかお答えいただきたい、そんなSFまがいの、いわゆる觀念の所産を思いつくからこそ文民統制に對する制服の批判が一層高まつてくるのではないかと、このように思ふわけでありませう、その点について明確にお答えいただきたいと思ひます。

○伊藤(主)政府委員 先生も御承知のやうに、日本は周辺が海に囲まれてゐるわけでありませう。

したがういふ、領土に入つてくる前に必ず海を侵犯してくるわけでありませう、この領海侵犯の措置という警察行動は海上保安庁が担当してゐるわけでありませう。その際にも、なお海上保安庁の力で足りない暴力的な不法行為があつたやうなときには、自衛隊が警備行動という形でそれに協力するといふことが可能になつてゐるわけでありませう。陸上に上がつてきた場合は、不法な入国といふことになるわけでありませう、が、そういう点につきましましては、まず警察がそれに対処するといふことになると思へてゐるわけでありませう、自衛隊に沿岸警備の任務を与へるといふことは考へていないわけでありませう。

○上田委員 いずれにいたしましても、福田内閣の内外政策は完全に行き詰まつてゐる、こう断言せざるを得ないだらう。急激な円高は輸出の落ち込みをもたらしつてゐる、また七〇成長の見通しを困難なものとしてゐるだらう、このやうに私は思ふわけでありませう。特に景氣対策用に公債を發行しようとしても、公債の売れ行きは著しく悪化をしておるわけでありませう、また特に一般消費税に見られる大増税で対処するか、それとも悪性のインフレーションによる道か、こういうこととありますが、いずれにせよ國民の激しい抵抗は不可避であらう、このやうに考へるわけでありませう。そういう意味で、これを鎮圧せんとする危機感といふのですか、為政者の危機感が今回の奇襲対処あるいは有事立法論議のやうな意味での背景といふのですか、あるいは政府自身の非常な右旋回といふのですか右傾化を私は見てとらなければならぬ、このやうに考へてゐるわけでありませう。

今日の内外の情勢は、こうした軍事力の増強や治安体制強化への危険な策動を断じて許すものではない、このやうに考へるわけでありませう、わが党は徹底的に反對の國民運動で、軍國主義をつぼみのうちに葬り去らなければならぬ、このやうに決意をいたしておることをここで強く訴へまして、次の関係もござりますので、有事立法、奇

襲対処問題についてはこの程度に終えておきたいと思ひます。

次に、私の地元の八尾空港の中に自衛隊の中部方面航空隊があるわけですが、その八尾基地を西へ四百メートル、面積にして約三万平米の拡張が伝えられておるわけでございます。今年度六千万円の予算で約三万平米を買収し、来年度数億円の予算で残りの買収と、そして借り上げで予定されている、このように聞いておるわけでございますが、八尾空港東側の八尾基地拡張計画の概要をぜひとも示していただきたい、八尾基地の拡張の目的は一体何なのかということを明確にお答えをいただきたい、このように思ひます。

○古賀政府委員 お答え申し上げます。

いま先生の御質問のとおり、八尾駐とん地のヘリコプター離発着場の周辺につきまして、ここいらは大変市街化をしておりますので、その飛行の安全と騒音の軽減等を少しでも図るために改善をいたしたいと思ひまして、同離発着場の進行方面下の市街地と反対の西側へそれを約四百メートルばかり移設をする計画をたて持っておりますわけでございます。その規模といたしましては、いま先生がおっしゃいました約三万平米でございます。私どもとしては、これはまだ計画段階で、今月早々地元と協議に入るといったような状況でございます。

○上田委員 拡張を予定されているひし形の農耕地は、八尾空港の滑走路と誘導路に囲まれた地域であるわけでありまして、防衛施設庁は地元の地主が買い取りを希望しているからだ主張しております。外形的には地主が防衛庁に一筆入れるという形にはなっておりますが、実際には同地域が空港内部の土地であり、進入道路もなく、建物も建てられないというのをフルに活用して、過去十数年間地元の部隊が秘密裏にかつ執拗に買収工作を行った結果である、このように思ふわけでありまして、地元の八尾市にも寝耳に水の話でありまして、今月の六日に簡単な説明を受けただけであるようにあります。すでに八尾

市の助役は二回にわたって施設庁に反対の申し入れを行つておることも御承知のことだ、こういうように思ふわけでありまして。

いずれにいたしましても、現在連絡あるいは観測のヘリOH6、これは十機、三人乗りのようでございます。あるいは多用用途のヘリコプターUH1、これは九人乗りのようであります。これが二十機。しかしながら、今回の拡張計画でヘリポート面積が数倍になりあるいは相当規模の部隊の増強につながる、このように思ふわけでありまして、将来の八尾基地の部隊の整備計画は一体どうなつておるのかということをお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○伊藤(主)政府委員 現在八尾に配備いたしておりますのは、中部方面航空隊の隷下のヘリコプター隊と方面飛行隊、それから三師団の第三飛行隊というのが配備されているわけでございます。

(高島委員長代理退席、委員長着席)

機数につきましては、いま先生がおっしゃったとおりでございますが、今回の土地を買収してヘリポートを移設するということは、部隊の配備関係からの要請ではございませんで、これは航空機の事故を未然に防止すること、あるいは騒音対策という観点からヘリポートを移設するということでございます。私どもとしては八尾にその他の部隊を増加配備するというような計画は全く持っておりません。

○上田委員 部隊の増強が目的ではない、騒音とか安全対策が目的だ、こういうふうに言いたいのだからと思ふのですけれども、八尾基地を西側に四百メートルそっくり移転させる、そして跡地を緑地にでもする、というならば話はわかるわけでございます。ところが、現在の部隊施設はそのままにして西側に四百メートル拡張する、このようでは、基地の拡張以外の何物でもない、こういうように思ふわけでありまして。

そういう点で、環境対策基本法に基づく航空機騒音に関する環境基準によれば、八尾空港はことしの十二月二十七日までに環境基準七十五以内

する必要がある、こういうことになっておるわけでありまして。防衛庁は、八尾基地東側のいわゆる居住地域の騒音を実際に実測したことがあるのかどうか、また騒音は現在幾つあるのかあるいは環境基準を幾つオーバーしているのか、今回の拡張でどの程度にこの騒音を下げる事ができるのか、ということでは、はっきりとしたお答えをいただきたい。そうでなければ話にも何にもならない、こういうふうに考えるわけでありまして、数億の血税を投入する、そういう計画であれば、そのくらいのは当然のことじゃないか、このように考へるわけでありまして。八尾市と協力して騒音、安全対策を十分検討することが当面の急務ではないか、こういうふうに考えるわけでありまして。その意思があるかどうか、明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○古賀政府委員 お答えいたします。

環境庁の示します基準は、先生も御承知のようにWECPNLの数値ではあるわけでございます。けれども、これは所管が運輸省の関係もございまして、防衛庁としてはWECPNLの数値の環境調査はしておりませんけれども、ただこの八尾飛行場といふは、ヘリコプターの離発着場の進入表面下の境界の騒音でございますが、単なるホー八十五ホンぐらいあるわけでございます。このヘリコプターの離発着場がもし仮に西の方へ移動したといたしますと、これはもちろん移動しておりませんから実際に実測はできないのでございすけれども、同様な推定をいたしますと、この地点がやはり六から七ホンぐらいは軽減すると、いうふうに私どもとしては思つておるわけでございます。

それで、これを移します大きな理由は騒音のこととございまして、これは先ほども何度か申し上げましたけれども、離発着場のヘリコプターの進入方向からの着陸点と市街地との距離が大変近うございまして、このように近い離発着場というのは陸上自衛隊の中ではここだけ

でございます。そういう意味でこれを西の方へ離して、そして飛行の安全も図ろう、こういうふう考へておるわけでございます。しかし先生も大変御心配になっておりますように、地元の関係もございまして、私どももいたしましては、十分に地元と協議をいたしまして納得のいく緑でこれをおさめたいと思つておりますので、決してこれを無理やりやるといふふうなことを考へておるわけではございません。

○上田委員 八尾空港と八尾基地がいわゆる東西三キロにわたって八尾市を分断いたしておるわけでありまして、都市計画上の最大のネックになつておるわけでありまして。八尾空港は、この滑走路上を何本もの通学路と農道が横切るいわゆる欠陥空港である、こう断言してもいいのではないか、このように考へておるわけでありまして。

現在、一九八〇年春のいわゆる空港整備への大阪市の地下鉄の開通をめぐり航空局それから大阪府と八尾市の三者で民航地区の三角地帯への移転を中心とする整備計画が鋭意煮詰まっておりますわけでありまして、昨年度の国会でも私はこの問題を質問いたしまして、防衛庁は空港整備の足は引つ張らない、このように答えていただいたわけでありまして、地元住民と八尾市は今回の八尾基地のいわゆる拡張計画が空港の整備に否定的影響を与えるのではないかと、こういうふうに心配をしておるわけでありまして、二十数年の課題であるところの空港整備について、基地拡張計画を差しおいてもやはり防衛庁は府や市や航空局に協力しなければならぬし、ぜひとも協力してもらいたい、こういうふうに考へておるわけでありまして、その点について明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○古賀政府委員 運輸省所管の八尾空港の空港整備計画に私どもの計画が邪魔をするといふふうなことは絶対にないように私どもとしても配慮いたしたいと思ひますし、運輸省も十分その点は今後調整を図つてまいりたいと思つておる次第でございます。

○上田委員 この問題はまた別の機会に話をして、このように思うに思っておりますので、私の質問の趣旨というものを十分に踏まえて協力していただきたい、このように思います。

次に移りたいと思うわけであります。

運輸省の方もお見えのようでございますが、今月の十日の夜大阪からホノルルに向かうバンナムのジャンボ機が、大阪空港を離陸直後エンジンに異常を起して大阪空港に引き返したという事件が起きておるわけであります。その際エンジンのカバーを三カ所に七片、人口密集地帯に落下させた、こういうことのようにございまして、その滑走路の北端の二百メートルに大きな破片が二つ、それから離陸直下の宝塚市に大きな破片と中の破片が三つ、それから着陸コースの最遠地でありましてこの羽曳野市に二カ所落ちておるようになってございまして、この順番で破片が大きくなっているという事はこの順で落ちていったものであると想定できるわけであります。

したがって、エンジンのトラブルは離陸以前に原因があるというように思わざるを得ないわけでありまして、カバーが脱落する際エンジン本体を破損して火災や爆発を引き起こせば墜落の大惨事になっておったのではないかと、このように考えられるわけであります。事故後運輸省はどのような措置を講じられたのか、こうした事故を防止するためにどのような対策を講じておられるのかという点についてお答えをいただきたいと思っております。

○森永説明員 お答えいたします。

バンナムの事故機からエンジンのカバーが落ちた順序等につきましては、まだこの落下事故全体の調査を運輸省の中にございまして航空事故調査委員会の手によって連日進めておりますので、その結論を待つ段階でございます。いまのところ、いま先生のおっしゃった順序であるかどうか、ちょっとはつきり言えない段階でございます。運輸省といたしましては、いま申し上げました事故調査委員会が翌朝から詳細にわたり現地を調査をいたしております。現在も東京に帰りまして、

いろいろとその後の調査をやっておるわけでございまして、ほかの事故もいろいろございましてけれども、特に今回の事件を起した社会的な影響を重視いたしまして、なるべく早く答えを出したいということと努力をいたしているわけでございまして、

それから、航空局といたしましては今回の事件にかんがみまして、早速十二日にバンアメリカン航空の極東地区の総支配人を呼びまして、今回の事件につきまして嚴重に警告をいたしますとともに、被害を受けられた方々に対して十分な補償措置をとるように申し渡してございまして、

○上田委員 バンナムは大阪—ホノルル直行便を今月の二日に就航させたわけでありまして、同日故障を起し、離陸制限の午後九時をオーバーして出発を強行したわけでありまして。空港事務所によると、バンナムは機体の精密な整備はニューヨークで行っており、大阪空港では機体に異常がないかどうか整備士が目で見えてチェックする程度だ、こういうふうに言っておるようでありますが、運輸省は日本に乗り入れている外国の航空会社の整備と検査を監督する上でどのような権限を持ち、どのような監督を行っているのかについて御報告をいただきたいと思っております。

○森永説明員 お答えいたします。

わが国に乗り入れております外国の航空機の整備につきましましては、国際民間航空条約の規定に基づきましてその航空機の登録されている国の政府が監督することになっております。したがって、わが国に直接監督する権限はございません。次に、バンナムの大阪での整備状況についてでございますけれども、これはあくまでも寄港地のあるいはアメリカの飛行場における場合も全く同じでございますが、この場合は地上に停留する時間が約二時間でございます。その範囲内において簡単な点検をいたしているわけで、通常一、二時間の間に二ないし四名の整備関係者によって比較的簡単な点検を行っている状況にございまして、これは各国ともいづれの航空会社においても大体同じものでございまして、

○上田委員 われわれの調査では、大阪空港乗り入れの外国の航空会社十三社のいわゆる整備検査体制はまことに貧弱であるというようにわれわれは考えておるわけであります。専属の整備士を一人も置いていない会社、あるいはその都度成田から三人ばかり同乗させる会社とかあるいはバンナムに委託する会社など、実にさまざま、各社がもたれ合っている、あるいはやりくりしているのが実情ではないか、こういうように思うわけであります。

そういう点で土曜日に運輸省に問い合わせたところ、十三社のそれぞれの整備士の数すら把握していなかったような実情があるわけであります。大阪空港乗り入れ十三社の一日当たりの乗り入れ便数、それからそれぞれの整備士の数、あるいは整備検査体制についての運輸省の調査結果をここで報告してもらいたい、このように思っています。

○森永説明員 先刻もお答え申し上げましたとおり、各国の航空機はそれぞれの国の政府によって認められた整備方式によって整備をやっているわけでございまして、国ごとにいろいろ違うのはそのせいでございまして。したがって、私どもは大阪空港に乗り入れておる十三社の航空会社の整備体制の内容について指導監督する権限も持つておりませんし、実態も、先生御指摘のとおり今度の結果、調べて初めて大体把握したような実態でございます。逆に日本航空が寄航してあります外国の寄航地につきましましては詳細に把握をいたしておりますし、その整備の実態等についても定期的に私も職員が出向しまして検査をし、指導監督をいたしているわけでございまして、

それから現在の十三のこれを全部申し上げますと大分あれでございますが、バンアメリカン航空はホノルル—大阪線を週七便飛ばしております。整備士は八名置いておられて、この中で七名はアメリカ政府のいわゆる整備の有資格者でございます。それから勤務体制は早番と遅番とございまして、これがツーフットの勤務体制になっておりまして、部品等も、ここに乗り入れている航空会社の中では一番ここに置いている状況でございまして、

あと大きいところでは大韓航空がございまして、これは便数等もバンナムよりずっと多いのであります。この整備士は九名、勤務体制はやはり同じようにツーフットでございまして、同じような点検をやっているわけです。

そこら辺が大きいところで、いま先生の御指摘をいただいたとおり、小さいところは成田から飛行機に乗って一緒にやってきて、地元にあります新明和グラウンド・サービスという会社を使いまして実際の点検をやっておる会社もございまして。そういうところは便数が少ないところでございます。

いづれにしても、繰り返すようでございますが、それぞれの政府の規定に基づいて一応適格なものとしましてやっているものだと考えます。

○上田委員 住民の感情として、日本の上空を飛ぶ外国航空機の整備と点検、このいわゆる検査に對して日本政府が何の監督権限も持たずに、実情も全然把握していないという事は納得できない、このように思うわけであります。国際条約上やむを得ないというならば、整備士を一人も置いていない会社あるいはその都度成田から運ぶ会社などに対しては、それぞれの国の監督官庁に対して指導強化を求めることはできるのではないかと、このように思うわけであります。

日本航空が外国に乗り入れる場合、乗り入れ先に整備員を常駐させていると聞いておるわけでありまして、運輸省は事故のたびに後手後手に回らずに、各社に対して定期的に整備検査体制について報告を求めることぐらいは当然ではないか、このように思うわけであります。その点についてお聞かせいただきたいこと、それから十日間に二回も事故を引き起こしたバンナムの日本での整備検査体制の強化について、運輸省はアメリカの連邦航空局に強く申し入れて、その結果を

ひとと報告してもらいたい、このように思うわけでありませう。

○森永説明員 先ほども申し上げましたとおり、この落下事件の原因につきましては航空事故調査委員会が調査中でございますので、その原因がはっきりしませんと、外国の政府に申し入れるにしても的確なところが出ないのじやないかということ、まず運輸省としましては早急にこの原因を調べたい。それが整備のミスなのかあるいはそれ以外の要素なのか、まずそこあたりを早く答えを出して、それから動き出したいというふうに考えております。

それで、アメリカのFAAの話が出ましたけれども、FAAは現在東京に極東地区のアメリカの民間航空に関する監督をするためのチームが置かれております、そこには運輸関係、整備関係のスタッフもおります、今回の事故に関連して当然動いていると思えますけれども、日本政府としてアメリカ政府に物申すのはもう少し身を調べてからにしたい。少なくともベトナムにつきましては、申し上げましたとおり十二日に嚴重に申し入れておりますので、政府に対してはもう少し後にしたい、そういうふうな考えております。

さらにそれ以外の航空会社等につきましては、その方の内容がもう少しはっきりしました段階で同じように、日本に乗り入れてくる外国航空会社のオペレーション関係の集いもございまして、そういうところを通じて先生の御趣旨に沿うような指導をいたしたいと考えております。

○上田委員 その問題はその程度にしまして、十分にひとつ監督し、そしてその結果等について逐一報告してもらいたい、このように思います。

総理府長官あるいは人事院の方もそのよううでございまして、本題の給与問題について御質問申し上げます。

人事院勧告の三・八四％は、物価の上昇率、五十三年四月の物価、対前年上昇率は全国で三・九％、それから東京で四・五％あるわけでございしますが、それにも及ばない現状であります。まし

てや特別給まで〇・一カ月分カットされるとなると、公務員の生活は大変厳しくなるわけでございまして、人事院は一体どのように考えておられるのか。また、民間の賃上げでは賃金ドリフト等がある、実際もつと高いはずであります。このことを考えるならば、勧告はもっと高くてもよかったですのではないかと、こういうふうに考えるわけですが、その点についての考え方をひとつお示しいただきたい、このように思います。

○藤井(貞)政府委員 本年の勧告でございしますが、これはいま御指摘にもございましたように、現行制度の人事院勧告が始まりました以来の最低の率であったということはおりでございします。ただ、この点につきましては、先刻よく御承知のように、人事院といたしましては、公務員の給与の問題を取り上げる際には官民較差ということに重点を置きまして措置をまいっております。すなわち、民間の給与の実態というものを広範に、しかも詳細に調査をいたしまして、その結果出てまいりましたものと公務員の給与というものを突き合わせをいたしまして、その間に較差がございすればその較差を埋めていただくということを趣旨として従来からやっております。そして、そのやり方自体はおおむね一般の御了解も得ておるのではないかと、制度としては定着をしておりますのではないかと、このように考えておるのであります。

その結果、今年の場合には、こういう民間の経済景況がございましたので、それを反映いたしまして結果三・八四というところに結果として出てまいったということでございます。物価の問題その他とのにらみ合わせも、当然われわれとしては十分頭に入れて作業をまいり、また結論も出しておるわけでございますが、あくまでわれわれといたしましては、民間の給与実態を把握いたしまして、物価その他の点も全部前提として、それが溶け込んだ形で民間の給与の決定がなされておるといふ前提に立って現在まで作業を進めてまいっておりますのであります。

そういう意味からいまして、これはやはり物価の点も今年の景況の反映といたしましては相当低くそれが出てきておるというようなことで、この点につきましてはやむを得ない面があったのではないかと、こういうふうに考えております。ただ、御承知のように較差の問題につきましては、この較差を埋めるといふことがございしますが、そのほか御承知のように定期昇給その他の措置がございしますが、それらの点を加味して考えてまいりますならば、いま御指摘の物価の上昇にも足らないという点には相ならないのではないかと、このように考えておる次第でございします。

なお、特別給の点については、この間からいろいろ御議論をいたしておりまして、人事院といたしましては大変不本意と申しますが、心ならずもというふうなことで、こういう減額に踏み切らざるを得なかったものであります。一昨年に引き続いた減額でございしますので、私自身といたしましては大変苦慮いたしました。ただ、調査をいたしました結果が厳然と出てまいっておりますというところでございますので、そういう点はやはり放置ができません。放置するということになりますと、やはり国民の税金でもって公務員の給与というものは賄われておるといふような、そういう一番大事なことには触れることにも相なっておりますので、そういう点は、この間も涙をふるってというふうにして申し上げましたが、私といたしましては大変苦慮をいたしましたけれども、たまたま上の措置としてこれはやむを得ないということで、減額をお願いせざるを得なかったということでございます。

なお、第三の点といたしまして、民間では要するに二段構え的なことでベースアップ等が行われておるといふ御指摘でございます。

これらの点につきましては、無論四月現時点においてそういう措置が講じられておりますのであれば、そういう面はわれわれの方の調査ではつきりと把握をできてまいっておりますから、その点は民間の給与の実態に反映をいたしておるとい

うことを申し上げてよろしいかと思いますが、全体といたしましては、その二段構えの措置をとっておりますものは率としては非常に少ないというふうなことでございしますし、また今後、四月以降、年内あるいは来年にもわたってそういう措置が講ぜられていくということになりますと、その面は若干時期的にはおくれまされけれども、来年の調査にはそれが入ってくるというふうなことでその点の調整がとられてまいっているというふうに解釈をいたしておる次第でございします。

○上田委員 四十八年の九月に公務員制度審議会答申が出されたわけでありますが、そこで労使双方の意見を聞くこととされておりますが、現状は参事官が意見を聞くだけであって、答申の精神とは全く違っておりますのではないかと、こういうふうに思うわけであります。

そこで、人事院はこの公制審の答申について検討していると思うが、その経過はどのようになっておりますのかということ、それから労使双方の意見を聞くための制度を確立するのかどうか。さらに、総理府はどのような指導をしているのか。それから、公務員共闘会議から給与勧告基礎作業の改善に関する申し入れが二月の二日に總裁あて出されておるわけでありますが、それに対してどう対処されたのか、明確にお答えいただきたいと思ひます。

○藤井(貞)政府委員 御指摘になりました公制審の答申でございしますが、これは趣旨として結構であり、また当然答申自体は尊重しなければならぬということ、いち早く当時人事院会議を開きましてこれの受け入れについての方針を決定をいたしましたわけでございします。いまお話に出ております参事官を設けることにしたというののもその具体的な措置の一つというふうにお考えいただいて結構でございます。

ところで、この参事官制度というものは、その窓口といたしまして制度的にはつきり確立するといふことの意味が非常にあったわけであります、しかし人事院といたしましてはそのことだけ

でこの問題が万全解決したとは決して考えておりません。

先生も御承知だと思いますが、給与の問題だけを取り上げてみても、年間で最近でも約二百回ぐらゐの交渉がございます。陳情その他の交渉があるわけでありまして、これは私自身も何回も代表の方々とはお会いをいたしております。その他いろいろな段階、事務総長の段階、給与局長の段階あるいは課長の段階その他を通じて大変頻りに組合側の意見というものを聴取をいたしておるわけでございます。また、労使ということになつておりますので、関係各官庁の人事担当その他給与担当の方々の意見も直接に承つておるわけでありまして、その点慎重に配慮をいたしておるつもりでございます。また、その点に關しましては恐らく労使の関係、特に組合側の方々もそれなりの評価はしてもらつてゐるのではないかと、うふうに、口幅つたいようでございますけれども、われわれとしては自負をいたしておる面もございます。

また、毎年勧告のこと等が問題になつてまいります際には、各方面から意見の申し出がございします。また文書の提出がございします。そういうことにつきましてもはあとう限りの配慮は毎年加えてきておるわけでございます。ただ、事柄の性質上、そのまゝを全部勧告に反映できるというものと、そうでないものとがございします。そういうようなことにつきましても、できるものはこういうことでやりたい、また、できないものはこういうことで、ひとつ御了解を賜りたいということ、一々手を尽くして御説明を申し上げ、また御了解を得るよう努力をいたしておるつもりでございます。今後ともこの姿勢はあくまでも貫いてまいる所存でございます。

○菅野政府委員 先生お尋ねの総理府がどういう指導をしておるかという御質問でございますけれども、ちょっと質問の趣旨が十分とれませんでしたが、公務員制度審議会の答申のうち、その運用でできるものについてということでございます。

ば、それは各省に對しまして、たとえば交渉を大いに促進しない等々につきまして連絡をして、そういう意味で各省を指導しております。

それから、人事院のいま言われました給与の調査について労使双方の意見を聞けというお話でございます。いま人事院の方からお話がございます。また、人事院の方からお話がございまして、実効が上がつておると思ひますので、特に総理府の方から云々申し上げてゐる段階ではございません。

○上田委員 公務員共闘の組合は、かねてから比較事業所規模千人以上の企業を調査することを要求しておるわけでありまして、高度成長時代にこれを取り上げなかつたのだから、低成長になつたからといつて現在の規模百人を切り下げたということはないと思ひますけれども、その点についてはどうにお考えですか。

○藤井(員)政府委員 民間の企業の規模でございますが、この規模につきましては、それぞれの立場立場において異なつた主張がなされておることは御承知のとおりでございます。

いまお話しのように、公務員共闘その他からは、従来から、国家公務員の組織というものは民間のいかなる大企業よりもっと大きな規模、組織のものであるからして、せめて千人以上の従業員を抱えておる企業、これ以上のところとひとつ対比をすべきではないかという主張がございします。また、他面、特に景気が悪くなるということになりますと、ベースアップどころではないといふような事業所もあるわけでございます。主として小規模の事業所といふことに相なるかと思ひます。

が、そういうところではそういう現実が出てまいります。そういう方面からは、やはり親方日の丸でその点けしからぬではないだろうか、もっと小規模のところでも網羅して、それを徹底的に調べて比較をしてみたらわかないと片手落ちではないかといふような主張がございました。

それらの点、両方の主張は、それぞれの理屈はそれなりにあるといふふうに私も考えておりますが、しかし、いまお話しになりましたように、こ

ういふ関係というものは、一つの労働慣行と申しますか、給与決定の基本前提にかかわることでございます。これはそれなりに従前からの積み重ねでだんだんと今日の姿になつてきたわけでありまして、こういうものをその都度変更するといふことになりまして、これは大変問題であらうと私考えております。そういう意味で、意見は意見として十分拝聴はいたしますけれども、そういう労働慣行に類するような事柄、給与決定の基本前提になつてゐるような事柄は、そう軽々に変更すべきではない。現在やっております方式といふものが、結果的には民間の企業の従業者の六割以上を把握いたしておるわけでございますので、ほどほどのところではあるまいかといふふうに考えております。これを軽々に変更したりといふようなことは私自身としては考えておりません。

○上田委員 時間の関係もありますので、ひとつ簡潔にお答えをいたさうに、あなたが相当時間をとつてしゃべつておるようですので、ひとつ御注意申し上げたいと思ひます。

ことは扶養手当に重点を置いたことによつて、いわゆる配分の比率が手当に偏つておるわけでありまして、これはどういふ意味を持っておるかといふこと、それからそれは第二基本給の方向を進めようといふのかどうかといふ点について、簡潔にひとつお答えをいたしたいと思ひます。

○角野政府委員 お答え申し上げます。

ことしの公務員のベースアップの率が低かつた、それが実質ではどうかという先生劈頭の御質問にありましたように、実はことしの配分に非常に気を配りましたことも事実でございます。本俸、俸給でこれを全部配分いたしました。これはたとへば制度的には三十歳ぐらゐは何号ぐらゐにおる、何等級におるということとはわかつておりまして、実際問題として、たとえば六等級の中ごろに行きますと、結婚して子供が一人といふことにはなつておるものとひとり者もおるといふような関係になりますので、なけなしのわずかな配分をいたします。つきましては、そういうところは、子供がおれば、あるいは結婚すれば、扶養手当でいくという方が具体的にかつ適切であるといふ原資の配分に非常に細かい配慮を使つた結果でございます。それによつて給与構成を特段にどういふふうに意図をしたということではございません。

○上田委員 三十五年の行政職の(一)表の五等級は一六・六%であつたわけでありまして、五十三年には三三・六%になつております。これは一体どういふ理由であるか、お聞かせいただきたい。

四等級以上では、新たに指定職俸給表をつつて、そうして五十三年一月十五日の現在員では大幅に高級官僚が該当している。本省の課長及び課長補佐は新三等級をつくり、そして職務評価の見直しではなく官職名でもつて上位に位置づけをされておるようでございます。ところが、五等級の大部分、五十歳以上の公務員は、青春時代は戦争に、また戦後は日本の復興のためにきき使われてきたわけでありまして、今日の日本の基礎を築いた彼らは、いわゆる人事院勧告制度が発足してからは、勧告の完全実施を徹底してきた政府のために莫大な損失を受けてきた人々であらう、こういうふうに考えるわけでありまして、その人たちが五十歳代となり、今回は定昇のストップ、さらに年金あるいは退職金と攻撃されてきておるわけでありまして、果たしてこの人たちに責任があるのか。この階層の人たちを十分に処遇することなくして日本の戦後は終つてはいない、こういうふうに見えるわけでありまして、これらの職員に処遇を今後どのようにしていくつもりか、ひとつ明確にお答えをいたしたいと思ひます。

○角野政府委員 お答え申し上げます。

五等級と申しますと本省の係長、主任というクラスでございます。私どもは、現在の給与法のたてまは職務給を基本原則といたしておる関係上、等級別に標準職務をつくりまして、そのメジャーに従つて、かならず職務と責任の者について評価をして格づけをしていくという原則を維持しております。

が、いま先生がお話のように、戦後大きく行政規模が伸びたときに大ぜい採用されたとか、特段のそれその事情のある節がございます。それで、職務給であります関係上、組織にマッチした定数、ポストの教しがございますが、これは同時に職員、俸給表の上で金額を上げるだけではそういう人には、あるいは処遇問題として問題があるというふうな場合には、組織ということ以外に専門的な能力あるいは経験の深さを評価いたしまして、処遇も考えながら等級を設定しておるといふようなやり方を特にそういう職員構成の集団のところについてはずっと配慮してきたことは事実でございます。

したがって、いま劈頭に先生が申されましたように、五等級の定数が非常にふれてきた、あるいは新しく四等級を使つてそのところに官職評価をしながら運用しておる、そういう運用を現在やっておるのも、そういう実態を踏まえてのことでございます。こういうことは、これは単に公務員の部内だけではなくて、当時のそういう世代に生まれて戦後こういう状態になった民間でも、大きなあるいは古い企業においては同じ状態だろうと思ひますが、そういうことも考えながら、今後の問題としてそういう集団を頭に置きながら、職務給のたてまえを通しながら今後ともこの方向で処理していきたい、そう考へております。

○上田委員 人事院勧告は八月十一日に出され、そして九月一日に閣議決定して、そして今次の臨時国会で審議されておるわけですが、新賃金の支払いまでかなりの期間がかりますし、特に人勧は公務員労働者にとって賃金決定の当面の代償機能であり、人勧を尊重する立場から公務員給与を専決事項、閣議決定で早期確定あるいは早期支払いを行ふべきではないか、こういうふうに思ふわけでありまして、総理府のいわゆる検討経過あるいは結論はどうなっているのかについて明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○菅野政府委員 早期支払いのことは、前にも国会でも附帯決議をいただいておりますので、われわれも非常に重要なことと思つて研究をいたしております。今度の法案でございますけれども、八月十一日に勧告をいただきました。一月半ぐらいで国会に提出、それも閣法の第一号、第二号ということとで真つ先に出しておりますので、そういう点については今度も十分努力をいたしたつもりでございますが、今後とも努力をいたしたいと思ひます。

ただ、具体的ないろいろな方法につきましては、前にもいろいろ御議論をいただいたことがございますけれども、技術的に、あるいは中身としましてはもむずかしい問題がございますので、さらに検討をして早期支給の実現に万全を期していきたいというふうに考へております。

○上田委員 給与問題につきましては、その程度におきたいと思ひます。

せっかく稲村総務長官あるいは砂田文部大臣もお見えのようでございますので、来年三月三十一日に期限切れとなりますところのいわゆる同和対策事業特別措置法の強化延長の問題について、あと残された時間御質問申し上げたいと思ふわけがあります。私の同僚でございます井上一成代議士の方から最初に若干時間をいただきますして御質問申し上げ、その後私が引き続いて質問したいと思ひますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

○始閣委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。井上一成君。

○井上(一)委員 まず、私は人勧の問題に触れて人事院の見解を最初に聞きたいのですが、国家公務員が外郭団体に出身した場合に、その国家公務員在職中の号数をかなり上回った号数に位置づけられている、こういう実情であるわけなんです。このことについて人事院総裁としてどう御見解をお持ちなのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○藤井(員)政府委員 私どもの方は公務員の給与について所管はいたしておるわけでございますけれども、これがやめまして後、公団、事業団等に参ります際の給与決定のことは私どもの所管で

はございません。したがって、その点はやはりここで見解にわたることを御披露申し上げることはむしろ適当ではないと思ひますので、他の総理府その他からお答えをいたすことが適当であらうと思ひます。

○井上(一)委員 大体そういうことが国会の中ではよく言われる答弁のパターンです。

私は、ここで基本的なやつぱり物の考え方、認識の度合いというものを明確にしながら問題の処理に当たっていくということがとりわけ行政についてはぜひ必要である、そういう見地から、総理府の総務長官並びに文部大臣に詩を朗読します。二つの詩を朗読しますから、先ほど一部についてはお渡しをしております。この詩を私が読みますから、それぞれ両大臣の率直な御感想をひとつお聞かせいただきたい。

「ふるさと」ということで、いわゆる被差別部落出身の丸岡忠雄さんが、

「ふるさとをかくす」ことを

父は

けものような 鋭さで 覚えた

ふるさとを あばかれ

ふたたびかえらぬ友がいた

ふるさとを告白し

許婚者に去られた友がいた

わが子よ

おまえには

胸張って ふるさとを名のらせた

瞳をあげ 何のためにもなく

「これが私のふるさどです」

と名のらせた

こういう詩があるわけだ。

もう一つ、「わが息子によせる母の願い」、これは広島のお母さんが自分の息子に自分の願いを込めてつくられたものです。

わが息子よ

元気に立ち上つてほしい

一部落の人間として

いままで知らなかった

いや知らされなかった

未知の世界に

どんなに苦しい時も

どんなに悲しい時も

同朋の多くいることを

わが息子よ

勇気を出して立上がつてほしい

一部落の人間として

始めて受けたあのかつじよの言葉を

いままで気にしなかった

友人の言葉に

先生の言葉に

あらゆる言葉に

あらゆることに気を使うであらう

部落エタの二字のために

わが息子よ

力強く立上がつてほしい

一部落の人間として

あなたの背負された宿命

いわれなきエタの二字に

この二字にいとむあなたに

母は声を大にして叫びたい

どうか自分の力で

力強く正しく進んでほしい

わが息子よ

冷静であつてほしい

心の整理のつかぬまま

京都の集会に出向いた あなた

そこでどのようなことがわかつと

どうか冷静であつてほしい

心をおちつけてほしい

心のよりどころを失わないでほしい

あなたのしなくてはならないことが

山と積まれています

わが息子よ

いつまでも初心を忘れないでほしい

あなたが始めて部落出身を知ったとき

私に言いましたね

いかに正しく部落のことを理解してくれる人でも

いかに良く部落解放を勇気づけてくれる人でも

わかり得ないであろう

エタの二字の重さを

そのわかり得ないであろう二字のために

わが息子よ

力強く生きてほしい

力の続く限り闘ってほしい

現代にエタの二字が消ゆるとも

一生消ゆることのない現代の私たちの心に

でも残してはいけない

決してけつて、つがせてはいけない

決してけつて、つがせてはいけない

次代の子らに

この二つの詩を私はいまここで朗読しました。

両大臣の率直な御心境、お考えを明確にお答え

いただきたいと思うのです。

○稲村国務大臣 二つの詩を朗読されました。心

から同情申し上げるやうな感じがします。

担当大臣といましては、この社会的な差別と申しますか、全力を挙げてこの解消のために尽くしてまいりたい、こういうふうに考えております。

れまして、大変涙が出る思いでお聞きをいたして

おりました。

○井上(一)委員 総務長官、あなたの誤った認識

がきよりの差別を解消することができないので

す。あなたは、たしか二月の二十七日だったと思

いますが、予算委員会でも差別発言をみずからな

さつておられるのです。同情ということそれ自体に潜

在的な差別意識、心理的差別意識があるんですよ。

わかりますか。その物の考え方がやはり行政をし

て潜在的な差別をなお温存さす、あるいは差別を

さらに拡大していくという一つの紛れもない要

因だ。あなたは強く反省をしなければいけない、

あるいは考えを直してもらわなければいけない、

同情というやうな、哀れみというやうな、そうい

うことじゃないんだから。どうですか。

○稲村国務大臣 「同情」という発言は取り消させ

ていただきます。

○井上(一)委員 長官、いかに差別が暴力である

かというのを私は知っています。そして差別とい

うものがいかに生きていく上に重い厚い壁にな

っているかというのをきくと身をもつて、あなたとかかわり合ひのあるものだと認識をしてほしいから私はこれだけ力説をしているわけですか。いかがですか。おわかりですか。

○稲村国務大臣 井上委員の御指摘はよくわかり

ます。

○井上(一)委員 「よくわかります」ではまだ満足

がいけない、あるいは問題の解決にはならないわ

けです。そのためにただ部落問題を、同和問題を

理解をした、あるいは知識を広めたということだ

けじゃだめなんです。その問題を解決するために

行政はどうあるべきかということを次に考えなけ

ればいけないわけですか。どう考えていらっしゃる

んですか。

○稲村国務大臣 先ほども申し上げましたよう

に、やはりこの格差というものを一日も早く是正

をしなければならぬ。そのためにはさかのぼっ

て四十四年の特別措置法によって、御不満の点も

ございましょうが、曲がりなりにも私は成果を上

げたものと考えております。そういう意味から来

年の三月三十一日で期限が切れるわけではござい

ますが、これは延長をいたしました。できるだけこ

の法律によって格差の是正を図っていかなければ

ならぬ、こういう決意でおるわけでありませう。

○井上(一)委員 総務長官、差別をなくするため

にどのようなことを行政府は考えるか。もっと端

的なことを言えば、差別のない社会があれば、そ

ういう社会になれば別に何の法律も要らぬでしょ

う。差別をなくするために同対審答申の精神に

のつとめて特別措置法がつくられたんでしょ

う。いま現在あなたは差別が温存しておるとい

う。十分御認識ですね。

○稲村国務大臣 この前の上田委員の要請によ

って現地を見てまいりました。兵庫県のある市某地区

に行つてまいりましたが、私はその事実を見まし

て、私はその地域内に格差のあることをよく見て

まいりました。

○井上(一)委員 それを直すためにこの法律とい

うか、制度というものの必要性ということとはわか

りますね。

○稲村国務大臣 あらゆる委員会、特に予算委員

会等においても、私はこの法律の必要性を率直に

お答えをしておるつもりであります。

○井上(一)委員 なぜ必要かということですか。

○稲村国務大臣 いま申し上げたように、上田委

員が理屈を言っておるよりか現地に入つて、見た方がわかりやすいということでございますから、私は私なりに長官になりましたから、あらゆる地区の陳情を受けております。そういう意味から大体のことは私なりに把握をしておると思ひます。が、それよりかはやはり現地に入ることによつてこの目で見るといふことがむしろ確実性がある、こういうやうなことから入つて視察をさせていた

だ

必要なのですよ。わかりますね。もう端的に、ど

うですか、差別があるから必要なのです。おっ

しゃつてくださ、イエスかノーかで。

○稲村国務大臣 簡単に申し上げますならば、環

境の差別はきわめてはなはだしい、こういうふう

に判断をしております。

○井上(一)委員 いや私の言っていることにお答

えくださ。そこに差別があるからこの法律が

必要だ、こういうことなのです。どうな

○稲村国務大臣 私は、法律がなくても予算措置

でできる、たとえば今年度は皆さんの大変なお力

添えをいただきました。過去にない二千六百三十

億、四二・七%の、万々を考えて概算要求を

いたしております。しかしながら、この法の特

殊性というの幅は各都府県にまたがっておる、総

理府としては事業費というのは一銭もないです。

そういう意味からどこかまでいって、こうい

うれば大変な混乱を生ずる、こういう意味から

理府総務長官がその窓口、すなわち所管大臣とい

うことで、いまから九年前すなわち足かけ十年前に総理府が連絡調整の機能の役割りを果たす、こ

ういうことで総理府に同和対策室というものが設

けられておるわけでありませう。そういう意味から

法律がなければいけません。法律があればいいと

かということではなくて、法律がなくても予算措

置でできるけれども、しかし混乱の起ることを

考えたならば、私はこの法律はつくっておく必要

がある、こういう認識に立っておるわけでありま

す。

○井上(一)委員 私は、「法律がなくても」云々と

いうくだりについてはもつと詰めた質問をしたい

んです。いわゆる特別措置法を制定する同和対策

審議会の答申の精神というものをあなたは十分御

認識になつていらつしやらない。私は、法律とい

うこと、この制度というものが差別があるから必

要であるといふことをあなたが認めになるかど

うかといふことにいま質問を集中しているわけ

です。本当に差別があるからこの法律といふものが

必要であるといふふうに私は考え、また同対審の

第一類第一号 内閣委員会議録第二号 昭和五十二年十月十六日

二七

答申の精神はそうであり、そのための行政の制度的な問題としてここに特措法がつくられたんだ、こういう認識をしているのですよ。大臣いかなるんですか。もうやっこしいことは要りませんか、簡単明瞭に私が尋ねている核心に触れてお答えをください。

○稲村国務大臣 私、私も簡単明瞭に答えておるつもりであります。たとえば審議会の問題についてもよく承知をしております。そういう意味から環境の整備というものをなさねばならない、そのためにはやはり法律があつた方が各省庁まとめていくという場合において大変調整機能の役割りを果たしておる、こういう意味から私はこの法律が必要である、こういうふうに申し上げているわけでありす。

○井上(一)委員 法律が必要である。それは、私はくどいんですけれども、もう一度どうしてもここを明確にしておきたいのです。差別があるから必要である、差別の実態というものを認識しているからこの法律が必要である、私の考えはこういうことなんです。どつちなんですか。

○稲村国務大臣 この前行つてまいりましたよ。だから、環境の整備は急がなければならない、こういう認識に立っておるということとどつとつおわかりを願わなければならぬ、こういうふうに思ひます。

○井上(一)委員 それじゃ、生活環境の改善を図る、そのために必要である。生活環境の改善というものは、私は、平たく言えば何も差別を受けている地域だけに限定しない。長い差別を受けているその集落以外にも生活環境を改善しなければいけないところもあるでしょう。しかし、特措法というものは差別を受けている人たちの生活環境を直すために必要としたわけなんです。どうなんですか。ただ向こうへ行つて見た、現実に生活環境の格差を見て、是正したいんだ、そのために必要なんだ、そういうことはとりもなおさず差別があるから、その差別をなくするために必要だという御認識なのか、そこを聞きたいのですよ。

○稲村国務大臣 それは、生活環境の整備ということとはどこも大事だと思います。そういう意味でこの特別措置法が設けられておるといふ理由は、ここで御承知おきを願ひませんか……。ただ、どういふところでそのことを強調されるのかということも、大体私もわかつておるわけでありすけれども、大変皆さんの要請が強くてまた新しく百二十地区の、これもあれをしるとかいろいろ問題が出ておりますが、やはり必要であるというところは新しく追加をしていく必要もある、こういうふうな考えております。

井上委員の質問が大変うまいわけでありまして、いろいろな問題を引き出そうとされることのその気持ちはよくわかりますが、まあこの辺でひとつよろしく。

○井上(一)委員 ちょっと総務長官、あなたの答弁は不謹慎だ。私はまじめに質問しているんだ。何を引き出すとか引き出さないとか……。

本来差別がなければ必要のない法律です。差別の実態がなければこの法律は必要ないんだ。私は好きこのんでこの法律をこうしなさい、ああしなさいと言っているんじゃないのです。差別があるからこの法律が必要であるかどうかわからない。あなたについて、あなたの考えを聞いておるのです。担当の総理府総務長官として、それは、われわれは各省に窓口があることをより望みます。しかし本来から言えば、差別がなかったら総理府にもこういう行政は必要ないわけですよ。差別をなくするための行政でしょう。総務長官どうなんですか。

○稲村国務大臣 先ほど来、この法律は必要である、延長すべきである、こういうことを(井上(一)委員「なぜ必要なんだ」と呼ぶ)必要であるということは、目的があるから必要である。これはあらゆる機会を通じて私は、予算委員会等においても数回、上田委員の質問に対しても必要だということをお願いしているわけでございますから、何のために必要か、必要であるから必要である、こういうふうにひとつ考えていただかなければならぬと思ひます。

○井上(一)委員 ちょっと後ろから言いなさんな。総務長官の本心というか、あなたのお考えをじかに聞かしていただく方がいいのです。必要であるということは差別があるということを確認められた、実態も承知した、こういうことです。だから、私がそういう認識に立つてよろしいですか。

○稲村国務大臣 まだこの間に消化すべき残事業が三千二百六十億あるのです。まだつかいのです。そのほかに、その間の物価上昇率、去年とおととしは物価が低迷しておりましたが、それから前と今のは狂乱物価であつた、こういうような関係から、物価上昇率をも含ましてに国費だけが三千二百六十億残つておるわけでございますから、必要であるということ論を待たないことだ、こういうふうには私はいつもあらゆる角度から申し上げておるわけでございますから、この法案がなぜ必要であるかはこういうことで御判断ができるものだ、こういうふうに私は思つております。

○井上(一)委員 総務長官、あなたはまだまだ不勉強だ。いま私が朗読した差別の苦しみ、怒りというものにあなたはまだ同化されておられない。非常に残念だとおぼくは思う。しかし、これは機会がありますし、本当にあなたの考え方というものについて、は、やっぱりもつと——後ろに座つて、いま長官の耳元で答弁を教えるんだつたら、ちゃんと前もってレクチャーしておきなさいよ。文部大臣、私は一言で結構です。差別があるからこの制度が必要であるというのが私の持論です。差別が温存している、差別の実態がここにあらから特別措置法というものが必要であるということをお私に言っているわけなんです。いかがでございますか。一言で結構です。そのとおりなのか、違うのか。

○砂田国務大臣 私は、同和对策特別措置法というやうな法律があること自体悲しいと思ひます。やはりそんな法律を必要としない社会の実現こそ目指してまいらなければならぬ、こう考えます。

○井上(一)委員 それじゃ文部大臣、来年で切れようとしておるのですけれども、稲村総務長官は必要だとおっしゃっているのですよ。文部大臣は、まだ差別が解消されてない、完全に部落の解放がなされていない、同和教育なんかで現地も十分御認識だろうし、深い見識を持っていられしやと思ひます。文部大臣、いかがですか。来年三月ではどうしてだめだ、まだ差別の事象が随所にある、この法律を残すこと、こんな法律があることは本当に悲しいことなんだけれども、こういう差別の実態がある、これはお認めになられますね。そして、当然延ばすべきだというお考えに立つのかどうか。

○砂田国務大臣 予算委員会等と同和对策特別措置法の所管大臣の総務長官の答弁も聞いておりますが、延ばす決心をしておりますかというのを明確に総務長官も答弁をしておるようでありす。私も同感と心の中で思ひながらその答弁を聞いております。

○井上(一)委員 わかりました。文部大臣、私は、二年だとか三年だとか五年だとか期限を切ることも非常にこれはいろいろ問題があるわけなんです。私は、一つのめだ、できれば五年以内にそういう差別を全くなすんだという行政の主体的な目標だと思ひます。この前時限立法を十年としたということは、昭和四十四年に、十年間に何とか差別をなくしようというところで行政努力、行政の主体性をもって、努力目標と言つてはなんですかけれども、そういう願望の中で時限立法になつたわけなんです。しかし今日まだ差別があるとすれば、その差別解消までこのやうな制度は必要である、まだもつと補強していかなければいけない、日本の法律の制度からいけば補強をしていかなければいけない、そういうことなんです。そういう私の見解に文部大臣、いかがでございますか。私はあなたに担当外ですから何年延ばすというのをあなたには求めません。でも私が言うように、差別

のある限りこの制度については、より差別をなくするために、まだもっと補強しなければいけない部分もあるけれども、差別をなくするまでこういう制度は必要であるという私の持論に対しての文部大臣のお考えあるいは受けとめ方を聞かしてくだされい。

○砂田国務大臣 いままでという答えを、所管大臣をそばに置いて私が答えするわけにはまいりません。それはおわかりいただけると思うのですが、先ほども申し上げましたように、こんな法律を必要としない社会づくりに同和教育の面でなお一層拡充をしなければならぬ、かように私は強く考えております。

○井上(一)委員 稲村総務長官、文部大臣は同和教育を通して差別のない社会をつくるために最大の努力をする、こういうことでございます。そういうことで差別をなくする、そしてこの制度が当面、基本的には差別がなくなるまでこの法律は、好まないけれども私は必要とするのではないだろうか。決して好まない。私は決してこんな法律があること自身を好きこのんで訴えているんじゃない。でも、差別があるという今日の現実の姿を見たら、いやだけれども、この制度によってその差別をなくするために努力をするのがわれわれ国会の立場であり、また行政府である政府の立場でしょう。そうして、だから、少なくとも当面、一定のめどとして総務長官、どういう御認識を持っていますか。

○稲村国務大臣 先ほど来からの御指摘のとおり、まあ、この法律がなくなる、しかも美しい格差のない社会ができることは、これは当然のことです。しかしながら、現実においてやはりこの問題の残事業が残されておるわけでありまして、この残事業を消化するという意味から、私はこの法律を残しておくべきである。しかしながら、やはり行政のめどとして、いまあなたが御指摘のとおり、いつまでもこのままだったら行くののいいのかどうかという、十年という年月を切ったことも、一つの行政の枠組みの中にお

るところの政策である。今度の場合も何年がいいかという問題は、明日小委員会がここで開かれ、活発な議論が出ると思いますが、その中で何年が適当であるかという問題が必ず出てくる、私はこういうふうなこいねがっておるといのが現状であります。

○井上(一)委員 政府として、担当大臣として、私はここで、小委員会が議論は尽くされて当然だろうと思うのです。行政府としては何年で全く差別を解消できる、五年でできるのか、三年でできるのか、二年でできるのか、あるいは半年でできるのか、現実的な物理的な問題も考えた中で、常識的な判断を私は求めておるわけなんです。短時間でこの差別の解消ということは、残念なことだけれどもなし得ないということなんです。だから、一定のめどとしてどれほどの考えを行政府は持っていますか。

○稲村国務大臣 きょうは四時から党の首脳会議がありました。そこで、上田委員の質問の時間中であります。実は御了解をちょうだいいたしましてそこに参りました。私の考え方もはっきりと申し上げてまいりました。そういう意味で、きょうここで申し上げるということは、私の立場として、この法の性格からいって、各党の合意に達するということまでを踏んでおりますけれども、いまあなたが私に質問された行政府の責任者としての考え方は、これは党のきょうの首脳会議の場所においてははっきりと申し上げてまいりました。

○井上(一)委員 党の中で行政府の責任者として明確に申し上げられた、非常に結構だと思えます。だから、あえて国会のこの審議の場で、ひとつ今度は私の質問に答えて、行政府の責任者としての考えをここで披露していただきたい。

○稲村国務大臣 先ほど来も申し上げたように、この法の性格上、私は各党の合意に達するという態度をまえております。

そこで、私は、きょうは党の首脳会議においてははっきりと私の考え方を申し上げてきたわけですから、そういう意味で、まあここでははっきりとお答

えをするということより、むしろ明日の小委員会において、各省庁が皆出てまいらるわけですから、そういう意味から、明日の質問の中で各省庁に対してできるのかできないのか、これは私は私なりに各省庁の意見をよく集約しております。そういう意味で、明日の小委員会において各党の積極的な意見を開陳していただいて、政府全体の考え方というものを集約して、私が最後にお答えをするというところがたまたまではないか、私はこういうふうな思っております。

○井上(一)委員 いや、もう深く追いませんが、先ほどあなたは行政府の責任者として自民党の首脳に話をしてきた、こういうことなんです。自民党の首脳に話をすること、行政府の責任者としてならば、国会の質疑の場で明確にすべきなんです。よ、一党人あるいは一国会議員としてというブライベイトであつたのじゃないのですから。しかし、これはあすの小委員会であつたが明確にされるといふことだから、私は深く追いません。

最後に、私は重ねて申し上げておきます。差別をなくすることが私たちの願いであり、そのために国民が一人一人すべてがかり合ひがあるんだという認識に立つてこそ、国民的課題だといふことになるのです。総務長官、おわかりですか。そういうことを考えたなら、私は、民主主義だ、いろいろのことを言われてはいるけれども、民主主義の原点というものは部落解放、同和問題を解決することにあると思うのです。この問題が解決できない間は、日本に本当の民主主義なんというものは定着しない、私はこういう強い信念を持っております。だから、本当に日本に正しい民主主義を定着さすんだという意気込みをここで私は再度確認をして、私も関連質問の中で短い限られた時間ですから、そのことを確認したいわけですよ。私の考えている民主主義とはこうだ、差別をなくする、この問題が解決しない限り、日本には民主主義は定着しないんだという強い信念を持っております。そのことでよろしいですね、あなたもその考えを持っていただけますか。

確認したいと思うのです。

○稲村国務大臣 御質問のとおり、これはやはり国民的な課題である、私は、井上委員の御指摘について率直に認めてまいりたい、こういうふうな思っております。

○井上(一)委員 最後にもう一点。この特別措置法というものは、ただ被差別部落の国民を対象にしたということととらえられたら誤りです。という事です。それは日本国民全体の問題としてとらえなければいけない。このことで私は、総務長官は全くそのとおりだ、これもまた私の指摘のとおりだとおっしゃるのか、あすの小委員会にその立場に立つて臨むというお気持ちを持っていらっしゃるのかどうか、これまた確認をしておきたいと思えます。

○稲村国務大臣 全く御指摘のとおりであります。そういう意味で私は、明日各省庁に対して相当深く入った質問があると思います。それを踏まえて私は総合的にお答えをしたい。いま井上委員のそのことを御指摘のとおりである、こういうことを踏まえて明日はお答えをしたいということでもあります。

○井上(一)委員 最後に総務長官、あなたはいままで誤った認識を持ち、差別に対する強い怒りというものを、そして重い苦しみというものを十分に御認識を持っていらつしやうなかつた。そのために今回は勇気ある判断、決断、あなたのた政治家としての、あるいは大臣としての本心に花道じゃないかと私は思うのです。まさにあなたのためにこの審議を私はしているんだ、このように思っているのです。きょうも冒頭から私が指摘したので、ぜひ正しい認識の中で本心に民主主義を打ち立てるんだという勇気ある決断を期待して、私は質問を終えたいと思えます。

○上田委員 先ほど井上先生が申し上げたのは、要するに、この日本の社会から部落差別を完全になくするために法律があるのです。そのために十一年の時限立法ができたのです。ところが、来年三月三十一日に法律が切れるが、いまの状況

から見れば残事業が相当ある、あるいは差別事件が枚挙にいとまがない、こういう状況のもとで何年延ばすか、二年、三年、五年という形が出てくるが、年限の問題もさることながら部落問題がこの日本の社会から完全になくなるまで法律が必要なんですとね、これを聞いています。その中には法律がなくても予算を組んだらいいという意見もあるかもしれない。しかしながら、先ほど長官はこの問題を解決するためには法律が必要なんですとおっしゃったのですから、部落差別が残る限りこの法律を存続させて問題の解決のために取り組むことは当然ではないか、こういうふうに思うわけであります。

さてそこで、この延長の幅の問題でございすが、先般のこの内閣委員会において社会党の理事の上原康助先生、それからまた予算委員会で大出理事を先頭にいたしまして、多くの方々から御質問があったわけでございます。その中で、とりわけ長官は神戸の部落を視察されてその感想も含めてお答えになったと思うんですね。特に大出先生のお話は二年とか三年という短期間じゃないかと、やはりもっと長期の延長が必要ではないかという問いに対して、長官は短期じゃなしにきめ細かくという形でお答えにもなっておりますし、また総理も本会議において、予算委員会においてもそうですけれども、あなたも含めて今国会で、本来ならば前の国会で決着を見るべきはずであったものが今国会に延びたわけでありまして、今国会で決着がつけば非常にうれしいというところをおっしゃられたと思うのです。とりわけ長官は——私は知りませんよ。知りませんが、十二月一日の総裁選をめぐって、だれがなるにしてもやはり通常か言うならば、恐らくまた内閣改造ということになるわけでありまして、そういう意味で、次の新しい組閣であなただけまた総理府の長官になればそれはいいですよ。しかし、ならないとなれば、あなたは国会でいろいろな約束もされ問題の発言もされた経緯から見て、われわれとしてはぜひとも今国会であなただけで円満解決をし

てもらいたい、こういうふうに思っておるわけであります。

そこで具体的に申し上げたいわけでありすが、残事業が三千二百六十億、これは国庫負担だけでございすが、この数字に大きな問題があると私は思うので、質問するわけであります。

特に五十年以後ずっと物価スライドの問題がありますね。この点について幾つかの指標といいますが、卸売物価とか消費者物価とかその他のいろいろありますが、たとえば消費者物価ということになれば何%増を見込んでおられるのか。それからいわゆる五十年調査以後の百二十の追加の地区指定がありますね。それに対して大体どれだけの事業量を見積もっておられるのか、その点についてお答えいただきたいと思うのです。

○稲村国務大臣 いまの物価上昇率の換算の問題であります。延長の問題が大きな一つの山場を迎えておるときでございまして、それは延長の中において事務当局として決められることである。こういうような意味から、ここで事務当局が手を挙げて説明すると、そんなことがあるのかと来ますから、問題は延長が大きな山場である、こういうふうな受けとめていただきたいと思ひます。

○上田委員 時間もありませんし、あす小委員会もあるということもありますが、長官、お答えいただかなくてもこちらでは大体わかっているのです。恐らく消費者物価については二〇%、あるいは若干ふえても統計的には出てくるのじゃないかというふうな思ひます。しかしながら、そういうものを加えたとしても私は四千億程度のものしか出てこないのじゃないか、こういうふうな思ひわけであります。

自治省の方のお見えでございしますので、きょう特に自治省の方に、長官の前であるいは内閣委員の先生方の前ではつきりしていただきたいのですが、自治省は、自治体が行うところの同和対策事業に対して起債、同和対策事業債というものを出しておられるわけであります。いわゆる特措法

いうところの補助対象になって十條適用をされたものと、それから市町村、自治体が同和対策事業としてやっているにもかかわらずこの法律の適用を受けないで、補助対象にならないで単独でやっている同和事業に対して自治省が同和の起債を出しているのです。その実態というものをひとつここで御報告いただきたいと思うのです。

○野村説明員 ただいまの同和対策事業債について、補助対象のものとしてでないものがどうなっているかという御趣旨の御質問であったかと思ひます。

私も特別措置法に基づく事業に対して起債を充当しておりますけれども、同時に地方公共団体の行う同和対策事業、結果として地方債計画の中に同和対策事業債として財政対策の一環として措置しているところがございます。

この同和対策事業、個々の事業につきましても一応都道府県において許可をしているところでございまして、その後許可の充当結果の報告から一応集計した数字がございしますので、それを申し上げてみますと、卑近の五十二年度につきましては、一応国庫補助事業とされているものが九百二十五億になっております。それから単独事業になっておりますのが七百六十二億、比率で申しますと五五%と四五%、こういう形になっているところでございます。

○上田委員 いま自治省の方の報告で明らかになりました、いわゆる全体の、全国の市町村、自治体が行う同和対策事業の中で、国の同和対策事業特別措置法の法律に基づいて補助対象になっておるのが五五%、あとの四五%が補助対象になっておらないというところが出てきたわけですね。五十二年度の数字でそういう形で、五五対四五という数字が出ていますので、この五十年調査の時点では、恐らく全同和対策事業に対する国の補助対象になっている、特措法の対象になっているのは三五%程度だということに私は思ひわけです。

言うところの、総理府が言うところの残事業三千二百六十億は、自治省が同和債として渡しているところの、いわゆる対象外の同和対策事業が含まれていないのです。だから三千二百六十億に対して、四五%増の部分くらいのもので——あなたの方はこういうふうに見ているけれども、実際はそれ以上の角度で同和対策がなされているという実態があるわけでありまして、さらに自治省が、国が認めていないにもかかわらず同和対策として別に起債を出しているということ自身、私は端的な言葉で言うならば、この起債も含めて国の十條適用にし、各省に対して、同和対策事業の中に入れるべきだ。これは恐らく自治省の財政局長の通達で各省、特に大蔵省に対して、これも同和対策事業にすべきである、法の適用を行うべきであると要請している文書は私も何回も見ているのです。だから、そういうことを考えた場合、ただ単に三千二百六十億という残事業ではなしに、同和対策事業全体の残事業というものを考えてもらわなければならない。特に私がいま申し上げた、自治省の方が言っている中には学校建設費などは含まれていないのです。だから、全国市長会が五十二年の十月に調査した残事業は一兆二千億になっているのです。ところが、これはなせ多いのかというと、学校建設費が入っているからだということをおっしゃっているわけでありまして、確かに入っている部分もありますが、そうでない部分も多くあるわけでありまして、そういう数字になってあらわれているというところを十分考えて、そういう自治省の方の裏づけから見ても、恐らく一兆円近い残事業が見込まれてくるのではないかと、こういうふうな見方は推計するわけでありまして、そういうことから見て、各党が言っているところの最低五年というものは当然妥当性があるのではないかと、あるいは端的に言うならば、全同和対策の残事業と言うならば、私は十年以上かかると思ひます。私は関係者の一人でありまして、この部落差別が本場にきよりのいまでも、

るわけです。そういう意味で、九年たつて十年に間近に迫っている中で、いままお特別措置法を五年延長してくれと言っていることは、本当の部落大衆の血の叫びだと私は思うのです。そういう意味で心して聞いてもらわねと、あるいはバナナのたたき売りのように五年とか三年とかいう形で、とりわけこういう重要な政治課題に対して取引にすること、というのですか、駆け引きに使うということ、はもつてのほかだと私は思っておるわけであります。

そういう点で、こういう重要な人権問題であるところのこの同和对策事業特別措置法の強行延長については、十二分に腹を踏んまえて、あしたの小委員会では、本当に自民党がどうあらうかという言い方はおかしいかも知りませんが、やはりこの問題の解決は自民党がするのではないのですから、政府の責任で解決を行うということが、同対審の答申なりあるいは特別措置法の趣旨だと私は思っておりますので、長官の決断というものを特に要望いたしますして、所感を述べていただいて、若干時間も経過したようでございますので、質問を終わりたいと思います。

○稲村國務大臣　先ほど来井上さんの質問にもお答えしたとおり、残事業、これは大体系費だけのことを申し上げておるわけでありますから、その中でいろいろな問題があると思いますが、問題は延長するということの中で事務的に詰めていくことはできる。私の方は各省庁の調整、連絡機能の役割りを果たしておるわけでございますから、各省庁の意見は十二分に承っておりますし、また地方の自治体の意見も十分に承っておりますし、また各団体の意見も十分に幅広くいろいろ承っておりますのでございますから、そういう意味で御指摘の点は十分踏まえて対処してまいりたい、こういうふうに思っております。

○始開委員長　この際、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、岩垂寿喜男君及び柴田睦夫君から修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を求めます。岩垂寿喜男君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○岩垂委員　私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付しておりますので、朗読は省略させていただきます、その要旨を簡潔に申し上げます。

修正点は、十二月に支給する期末手当の支給割合の引き下げを取りやめることであります。

公務員の特別給につきましては、かつて佐藤人事院総裁が衆議院内閣委員会において、民間の特別給は景気に左右されるが、公務員の方は法

律で規定され固定的な形となり、民間が下がつてもそれに応じて下げるわけにはいかないと言明しており、また、一昨年当委員会、特別給につい

ては、公務員給与制度の特殊性にかんがみ、民間の動向を考慮し、可及的速やかに従前の支給割合に回復するよう努めることとの附帯決議を全会一

致で付しているところであります。しかるに、人事院は従前の支給割合に回復するどころか、一九七六年勧告に続いて今回も期末手当を〇・一カ月

本年の人事院勧告の資料でも明らかなように、特別給の支給総額を基準内給与で除して、民間の支給月数を算出して公務員の特別給と比較しているのでありますが、しかし、公務員の特別給は本俸、扶養手当、調整手当の三者だけで算出されることとなっているのでありまして、通勤、住居、寒冷地などの諸手当を含めた基準内給与で算出さ

れることにはなっていないのであります。このように、特別給算定の基礎となる給与の官民の相違並びに一九六〇年以来官民比較に際してコンマ以下二けたが削られてきた累積が〇・九七カ月分にも達していることを考慮しても、〇・一カ月分の引き下げは断じて許すことができません。

申すまでもありませんが、今回の給与改善は物価の値上がりにも追いつかず、公務員労働者の生活が確保できない低額であったことを考えれば、この措置の不当性は一層明らかであります。

以上が修正案の内容及び提出の理由であります。何とぞ各位の御賛同を賜り、御可決あらんことをお願い申し上げます。（拍手）

○始関委員長 次に、柴田睦夫君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○柴田(睦)委員 日本共産党・革新共同を代表し

て、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の内容と提案理由を御説明申し上げます。

修正案の内容は、第一に、期末手当〇・一カ月削減の改定条文を削除すること、第二に、一般職給与法第十三条の特殊勤務手当に関する規定中、

同手当が支給される「特殊な勤務」の下に、「教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に関する勤務を除く。」との括弧書きを加える改正条文を新たに加えること、第三に、義務教育等教員特別手当に関する一般職給与法第十九条の五の規定を国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の体系に移すとともに、同手当の支給月額の最高を政府提案どおり二万二三百円に改めること、以上三点であります。

修正案の第一は、本委員会における復元決議や公務員労働者の反対にもかかわらず、作爲的な百

民比較を口実に期末手当を一方的に削減すること
に反対し、その中止を求めるものであります。

第二、第三の修正部分は、人確法に基づく教員給与改定に関するもので、すべての教員の待遇改善を図る教員特別手当の増額を行いつつ、同時に主任手当支給対象の拡大、校長、教頭の管理職手当増額の人事院規則改正と本法案との連動一体関係を完全に断ち切り、あわせてすでに支給された主任手当の撤廃を行おうとするものです。つまり、修正案の第二は、括弧書きを加えることによって

主任手当の支給対象の拡大に歯止めをかけるというだけでなく、主任手当支給の根拠となっている人事院規則の条項を廃止しなければならない状況に追い込み、すでに支給されている主任手当をその

ものを撤廃し、今後も特殊勤務手当の条文を根拠にして主任手当を支給できないようにしようとするものであります。

優秀な人材を確保するために教員の給与の特別優遇措置を定めるものであり、現行法制上は、各職種間の俸給の一定の均衡の上に組み立てられた一般職給与法体系の中で行うべきではなく、教員の

給与の特別措置を定めることを目的として制定された教員の給与と特別措置法の体系の中で行うべきものであります。

修正案の第三は、教員給与の第別措置として支給されている教員特別手当の支給根拠を一般職給与法から教員の給与特別措置法の体系に移し、法

体系上より合理的な姿に是正するとともに、人確法に基づき教員の給与改定を教員の給与特別措置法の体系の中で行うようにすることによって、引き続き改善を可能ならしめ、あわせて人事院規則の改正だけで主任手当の支給や校長、教頭の管理職手当の増額ができないようにしようとするものであります。

なお、わが党の修正案は、教員特別手当増額を政府提案どおり実施することとするものであります。これは、以上の措置をとることにより、法律改正事項と人事院規則改正事項との連動一体関係を完全に断ち切ることができるので、すべての教員に一率に支給される同手当の増額を拒否する必要があるからであります。

以上が日本共産党・革新共同提案の修正案の内容と提案理由であります。

○始関委員長 これにて両修正案についての趣旨の説明は終わりました。

両修正案について別に発言の申し出もありません。

この際、両修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣に意見があればこれを許します。稲村総理府総務長官。

○稲村国務大臣 ただいまの修正案につきまして、政府といたしましては反対であります。

○始関委員長 これより一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに同案に対する同修正案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を一括して討論に入るのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

これより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに本案に対する岩垂壽喜男君提出の修正案及び柴田睦夫君提出の修正案について採決いたします。

この際、念のため申し上げます。

岩垂壽喜男君提出の修正案と柴田睦夫君提出の修正案（第十九条の三第二項の改正規定を削る。）の部分は、その内容が全く共通であります。

採決の順序について申し上げます。

まず、両修正案の共通部分について採決し、次に、共通部分を除く柴田睦夫君提出の修正案について採決を行い、最後に、原案について採決いたします。

それでは順次採決いたします。

まず、岩垂壽喜男君提出の修正案及び柴田睦夫君提出の修正案中共通部分について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○始関委員長 起立少数。よって、共通部分は否決されました。

次に、ただいまの共通部分を除く柴田睦夫君提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○始関委員長 起立少数。よって、柴田睦夫君提出の共通部分を除く修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○始関委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○始関委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○始関委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

とおり可決すべきものと決しました。

この際、総理府総務長官及び防衛庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。

稲村総理府総務長官。

○稲村国務大臣 一般職及び特別職の給与改正法案につきましては、ただいま議決を賜り、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

○始関委員長 次に、金丸防衛庁長官。

○金丸国務大臣 防衛庁提出、職員給与法の一部改正案につきまして、連日の御審議をいただきまして、ただいま採決をいただきまして、まことにありがとうございます。

○始関委員長 なお、ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○始関委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○始関委員長 次回は、来る十八日水曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十五分散会

込みである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（柴田睦夫君提出）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

一般職の職員の給与に関する法律及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律

第十条の三第一項の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第五条第一項中「勤勉手当及び義務教育等教員特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第十二条第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十三条第一項中「特殊な勤務」の下に「教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に関する勤務を除く。」を加える。

第十九条の三第二項の改正規定を削る。

本則を第一号とし、同条に見出しとして「一般職の職員の給与に関する法律の一部改正」を付し、同条の次に次の二条を加える。

（国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

第二条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（義務教育等教員特別手当）

第十二条 国立の学校教育法に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額額は、二万二百円を超えない範囲内で、職務の等級及び号俸の別に応じて、人事院規則で定める。

3 国立の学校教育法に規定する高等学校、幼稚園又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚園に勤務する職員については、第一項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

込みである。

4 第一項及び前項において「職員」とは、校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものをいう。

5 前各項に規定するものは、義務教育等教員特別手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

6 第六条の規定は、義務教育等教員特別手当について準用する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第三条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の五を次のように改める。

第十九条の五 削除

附則第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第二条及び第三条の規定は昭和五十三年十一月一日から、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)及び第十三条第一項の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は昭和五十四年一月一日から施行する。

附則第二項を次のように改める。

2 第一条の規定(第十条の三第一項の改正規定

(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。以下「初任給調整手当」に関する改正規定」という。)

及び第十三条第一項の改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、約百億円の見

